

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成24年3月30日(金曜日)

号外第15号

毎週火曜日及び金曜日発行

<p>目次</p> <p>ページ</p> <p>○規則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(環境農政・大気水</p>	<p>質課)</p> <p>1</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課)</p> <p>1</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。</p> <p>平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>神奈川県規則第23号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年神奈川県条例第31号)の施行期日は、平成24年10月1日とする。ただし、目次の改正規定</p> <p style="margin-left: 20px;">「第3節 特定廃棄物処分場 第4節 削除</p> <p>敷地等の適正管理(第64条～第68条)を「第3節及び第4節 削除」に改める部分に限る。及び第7章第3節及び第4節の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>神奈川県規則第24号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第3条」を「第3条の2」に、「手続」を「手続等」に、「第2節 環境配慮書の提出(第21条～第23条)」を「第2節 削除」に、「環境管理事業所」を「環境管理事業所等」に、「第3章 事業所」を「第3章 事業所等」に、「における環境負荷の低減」を「における環境負荷の低減等」に、「第40条の3」を「第40条の4」に、「屋外燃焼行為」を「屋外における焼却」に、「作業の制限等」を「作業の制限」に、「第1節 特定有害物質使用地の適正管</p>	<p>「第1節 土地の区画形質の変更に 理(第49条～第56条の9)」を 第1節の2 特定有害物質使用地 伴う公害の防止(第48条の4～第48条の7)に、 「第2節 特定 の適正管理(第49条～第56の3)」に、 第3節 削除 廃棄物処分場敷地等の適正管理(第57条～第62条) を「第2節及 」 び第3節 削除」に、「第78条の2」を「第79条」に、「第2節 特 定低公害車の導入義務(第81条～第85条)」を「第2節 削除」に、 「第8章 削除」を「第8章 環境情報の提供及び周辺の地域の環 境への配慮の促進(第88条～第89条の2)」に改める。</p> <p>第2条中「第2条第2号オ」を「第2条第3号オ」に改め、同 条の次に次の3条を加える。 (排水指定物質)</p> <p>第2条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める物質は、 次に掲げる物質とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機リン化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。))及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「EPN」という。))に限る。 (4) 鉛及びその化合物 (5) クロム及びその化合物 (6) 砒素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリ塩化ビフェニル (9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) ジクロロメタン (12) 四塩化炭素 (13) 1, 2-ジクロロエタン (14) 1, 1-ジクロロエチレン (15) 1, 2-ジクロロエチレン (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン

- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) フェノール類
- (28) 銅及びその化合物
- (29) 亜鉛及びその化合物
- (30) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)
- (31) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)
- (32) ニッケル及びその化合物
- (33) 塩化ビニルモノマー
- (34) 1, 4-ジオキサン

(地下浸透禁止物質)

第2条の3 条例第2条第7号に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第1号から第26号まで並びに第33号及び第34号に掲げる物質 (第26号に掲げる物質にあつては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。) とする。

(特定有害物質)

第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号から第25号までに掲げる物質 (第5号に掲げる物質にあつては六価クロム化合物に限り、第15号に掲げる物質にあつてはシス体に限る。) とする。

第3条中「第2条第6号」を「第2条第10号」に改め、「以下「指定作業」という。」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定施設)

第3条の2 条例第2条第11号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

第2章の章名中「手続」を「手続等」に改める。

第4条第3号中「公害防止方法計画書」を「公害防止方法概要書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (3) 申請者が前2号に該当しない者である場合にあつては、その組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 申請に係る指定事業所を、複数の事業所 (当該指定事業所を含む。) が立地する一団の土地に設置する場合であつて、当

該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、次に掲げる書類のうち知事が必要と認める書類

ア 当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることについて、当該一団の土地の所有者、占有者その他当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類

イ 当該一団の土地内における事業所の建物等の配置及び敷地の境界線を明示した図面

第5条から第7条までを次のように改める。

第5条 削除

(予測値の算出方法)

第6条 条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値の算出方法は、次の各号に掲げる予測値の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 条例第3条第2項第12号及び第13号に規定する予測値 理論的解析による方法、実証試験の結果若しくは類似の事例を参考にする方法又はその他適切な方法

(2) 条例第3条第2項第14号に規定する予測値 別表第1の2及び別表第1の3に定める方法

(自動車の出入口の位置を記載する施設)

第7条 条例第3条第2項第17号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラント (その容量が0.3立方メートル未満である生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。) とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(設置許可申請書の記載事項)

第7条の2 条例第3条第2項第20号に規定する規則で定める事項は、指定事業所における事業内容とする。

第8条の見出しを「(生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第9条の見出し中「揭示等」を「揭示事項」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第1号中「及び所在地」を削り、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「及び公害防止責任者」を「等及び連絡先」に改め、同号を同項第3号とし、同項を同条とし、同条第3項を削る。

第10条の見出しを「(設置工事完了届出書)」に改め、同条中「第7条」を「第7条第1項」に、「指定事業所事業開始届出書」を「指定施設設置工事完了届出書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出書には、指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付しなければならない。

第11条第1項中「重要なもの」を「特に重要な変更」に、「次に掲げる場合」を「別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る変更のうち、条例第3条第2項第8号から第15号まで及び第19号に掲げる事項の変更」に改め、同項各号を削り、同条第2項ただし書を削り、同項第3号中「公害防止方法変更計画書」を「公害防止方法変更概要書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の

次に次の1項を加える。

2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 条例第3条第2項第4号又は第11号に掲げる事項の変更であって、変更後の指定事業所の位置又は排水の排出先に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更前の規制基準より厳しくなる変更

(2) 条例第3条第2項第6号、第8号から第10号まで、第15号、第16号又は第19号に掲げる事項の変更であって、同項第12号から第14号までに規定する予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更

(3) 条例第3条第2項第7号に掲げる事項の変更であって、指定作業の種類の変更
第11条に次の1項を加える。

4 条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の申請書には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

第14条から第16条までを次のように改める。

第14条及び第15条 削除

(変更の届出)

第16条 条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第10条第1号に掲げる変更 次に掲げる書類

ア 指定事業所に係る変更届出書(第13号様式)

イ 条例第3条第2項第1号に掲げる事項の変更にあつては、第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる書類

(2) 条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更 次に掲げる書類

ア 指定事業所に係る変更届出書

イ 指定事業所に係る変更概要書

ウ 公害防止方法変更概要書

2 前項第2号ウに掲げる書類は、条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合は、その提出を省略することができる。

第17条中「若しくは」を「又は」に、「前条まで」を「第13条まで及び前条」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項の許可を受けた者の地位を継承したことを証する書面

(2) 分割により指定事業所の一部を承継した法人にあつては、当該指定事業所における排水の系統

第19条中「指定事業所廃止等届出書(第15号様式)」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 指定事業所を廃止したとき(条例第14条の規定による取消しによる場合を除く。)、指定事業所が指定事業所に該当しなく

なったとき(条例又は第3条若しくは第3条の2の改正により該当しなくなった場合を除く。))又は指定事業所の設置の計画を中止したとき 指定事業所廃止等届出書(第15号様式)

(2) 指定事業所に係る事業若しくは指定施設に係る指定作業を休止し、又は休止した指定事業所に係る事業若しくは指定施設に係る指定作業を再開したとき 指定事業所休止等届出書(第15号様式の2)

第20条第1項中「次に掲げる事項」を「指定事業所における事業内容」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 指定事業所概要書

(2) 公害防止方法概要書

(3) 第4条第2項各号に掲げる書類

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第21条から第23条まで 削除

「第3節 環境管理事業所」を「第3節 環境管理事業所等」に改める。

第24条第1号を次のように改める。

(1) 指定事業所が、次のいずれかに該当していること。

ア 日本工業規格(以下「規格」という。)Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会(平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。)又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で知事が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。

イ エコアクション21(一般財団法人持続性推進機構(平成22年12月2日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。)が実施する環境マネジメントシステムをいう。以下同じ。)を実施しているものとして、同機構に登録されていること。

ウ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(特定非営利活動法人 KES環境機構(平成19年4月2日に特定非営利活動法人 KES環境機構という名称で設立された法人をいう。)が実施する環境マネジメントシステムをいう。)のステップ2の内容を実施しているものとして、同機構に登録されていること。

第24条第2号中「なされ」の次に「、かつ、3年以上継続して条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準が遵守され」を加え、同条に次の2号を加える。

(6) 指定事業所において、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合しない土壌又は条例第113条の3に規定する環境汚染(以下この号及び第26条第5号において「土壌汚染等」という。)が認められる場合にあつては、土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置を講じていること。

(7) 指定事業所を設置している者が条例第110条の2の規定により勧告を受けた場合にあつては、当該勧告に従ったこと(当

該勧告に従わないことにつき正当な理由がある場合を除く。。

第25条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 前条第1号ア、イ又はウの登録を証する書面
- (2) 申請者が条例第19条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書面(第17号様式の2)

第26条第1項中「第18条第2項第6号」を「第18条第2項第5号」に改め、同項第1号中「第24条第1号」の次に「ア、イ又はウ」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 土壌汚染等が認められる場合にあつては、当該土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置の概要

第26条第2項を削る。

第27条の次に次の3条を加える。

(環境配慮推進事業所の登録の要件)

第27条の2 条例第19条の2第1項の規則で定める要件は、別表第1の4のとおりとする。

(環境配慮推進事業所登録申請書)

第27条の3 条例第19条の2第2項に規定する申請書は、環境配慮推進事業所登録申請書(第17号様式の3)とする。

2 前項の申請書には、指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付しなければならない。

(環境配慮推進事業所登録申請書の記載事項等)

第27条の4 条例第19条の2第2項第5号に規定する規則で定める事項は、条例第19の2第1項の規則で定める要件に適合しているかどうかについて自ら評価した結果とする。

第28条の見出しを「(環境管理事業所及び環境配慮推進事業所の公表)」に改め、同条中「第20条」を「第20条第1項」に改め、「環境農政局環境保全部大気水質課及び条例第18条第2項に規定する申請書の提出先とされている機関の事務所その他」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第20条第2項において準用する環境配慮推進事業所の公表について準用する。

第29条の見出しを「(環境管理事業所及び環境配慮推進事業所に係る変更届出書)」に改め、同条中「第21条」を「第21条第1項及び第2項」に、「環境管理事業所に係る変更届出書」を「環境管理事業所(環境配慮推進事業所)に係る変更届出書」に改める。

第3章の章名中「事業所」を「事業所等」に改める。

第31条に次の1号を加える。

- (3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業

第32条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる物質の種類ごとに、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 硫黄酸化物(条例第2条第3号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。) 次に掲げる事業者

ア 燃料(ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。)の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壌処理施設のうち汚染土壌処理業に関する省令(平

成21年環境省令第10号)第1条第1号に規定する浄化等処理施設(補助燃料を使用する浄化等処理施設であつて当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。以下「法許可浄化等処理施設」という。)を使用する事業所の事業者

イ 燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設(排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。)が1万立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。)を使用する事業所の事業者

- (2) 窒素酸化物(条例第2条第3号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。)事業所に設置されている窒素酸化物を発生する全ての排煙発生施設(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、別表第1の51の2の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる浄化等処理施設(補助燃料を使用する浄化等処理施設であつて当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。)、別表第1の54の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる廃ガス燃焼施設及び法許可浄化等処理施設をいう。以下同じ。)(ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるものを除く。)を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を別表第3の1の備考5に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所(別表第3において「窒素酸化物に係る特定事業所」という。)の事業者

(3) 炭化水素系物質(条例第2条第3号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。)別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する指定事業所の事業者

(4) 炭化水素系特定物質(別表第4の2の(1)の表に掲げる物質をいう。以下同じ。)炭化水素系特定物質を排出する指定事業所及び土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壌処理施設(以下「法許可汚染土壌処理施設」という。)(汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。)を使用する指定外事業所の事業者(資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であつて常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。第6号において同じ。)

(5) ばいじん(条例第2条第3号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。)ばいじんを発生する排煙発生施設(同表に掲げる施設(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの(以下「小型ボイラー」という。)のうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)に限る。)を使用する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を使用する指定外事業所の事業者

第32条第1項に次の1号を加える。

(6) 排煙指定物質 排煙指定物質を排出する指定事業所及び法
許可浄化等処理施設を使用する指定外事業所の事業者

第32条第2項中「次に定めるところ」を「次の各号に掲げる物質の種類に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同項第1号中「硫黄酸化物にあっては、2箇月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。」を「硫黄酸化物 2箇月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。」に改め、同号ア中「指定施設」の次に「及び法許可浄化等処理施設」を加え、「K2541」を「K2541-1から2541-7まで」に改め、同号イ中「燃料以外」を「燃料の燃焼の場合(指定施設及び法許可浄化等処理施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。)及び燃料以外」に改め、後段を削り、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 窒素酸化物 次に掲げる方法により行うこと。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K0104に定める方法によるものとする。

ア 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設の場合 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上(1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉(イにおいて「ガス発生炉」という。)のうち燃料電池用改質器にあっては5年に1回以上)それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。

イ 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設の場合 当該排出ガス量を2箇月に1回以上(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、5年に1回以上)測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器については、5年に1回以上)測定して窒素酸化物の量を算定すること。

(3) 炭化水素系物質 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあっては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。

(4) 炭化水素系特定物質(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。) 別表第4の2に定める規制基準の適用を受ける施設にあっては、同表の2に定める方法により、排出口から大気中に排出される炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。ただし、1年につき継続して休止する期間が6月以上の施設にあっては、年1回以上測定すること。

第32条第2項第5号中「ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。」を「ばいじん 次に掲げる方法により行うこと。」に改め、同号ア中「53の項」の次に「、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器」を加え、「年1回」を「5年に1回」に改め、同号イ中「以上(」の次に「1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上、」を、「53の

項」の次に「、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器」を加え、「年1回」を「5年に1回」に改める。

第32条第2項に次の1号を加える。

(6) 排煙指定物質(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。) 別表第6に定める規制基準の適用を受ける施設にあっては、同表の1に定める方法により、排出口から大気中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。ただし、1年につき継続して休止する期間が6月以上の施設にあっては、年1回以上測定すること。

第32条第3項中「3年間」の次に「(排煙量及び排煙濃度を5年に1回以上測定する施設にあっては、5年間)」を加える。

第33条第2項を削る。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第35条中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改める。

第36条第1項第1号中「第33条第2項第1号から第25号まで」を「第2条の2第1号から第25号まで」に、「日本標準産業分類」を「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。)」に改め、同項第2号中「第33条第2項第26号」を「第2条の2第26号」に改め、同条第3項第1号中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改める。

第4章の章名中「低減」を「低減等」に改める。

第40条第1項中「化学物質ごとの」を「第一種指定化学物質(同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び次条において同じ。)ごとの」に、「化学物質ごとの」を「第一種指定化学物質ごとの」に改め、同項第1号中「化学物質」を「第一種指定化学物質」に改め、同項第2号中「化学物質の」を「第一種指定化学物質の」に改め、同項第3号中「(達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの達成目標)」を削り、同項第4号中「(達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの取組内容)」を削り、同条第2項中「化学物質」を「第一種指定化学物質」に改め、同条第3項中「化学物質管理目標作成・達成状況報告書」を「、毎年6月30日までに、化学物質管理目標作成(達成状況)報告書」に改める。

第40条の2中「化学物質ごと」を「第一種指定化学物質ごと」に、同条第1号中「化学物質の」を「第一種指定化学物質の」に改め、同条第3号中「(達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとの達成状況)」を削り、同条第4号中「(達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとに取り組んだ内容)」を削り、同条第2項中「化学物質管理目標作成・達成状況報告書(第18号様式の2)」を「、毎年6月30日までに、化学物質管理目標作成(達成状況)報告書」に改める。

第4章中第40条の3の次に次の1条を加える。

(化学物質の自主的な管理の状況の報告)

第40条の4 条例第42条の3第1項に規定する規則で定める期間は、3年とする。

2 条例第42条の3第1項の規定による報告は、指定事業所に係る化学物質管理状況報告書(第18号様式の3)により行うものとする。

る。

3 条例第42条の3第1項第5号に規定する規則で定める炭化水素系特定物質は、別表第4の2の項(1)の表に掲げる物質とする。
第5章第1節の節名を次のように改める。

第1節 屋外における焼却の制限

第41条の見出しを「(屋外における焼却の制限)」に改め、同条第2項中「第49条第1項」を「第49条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第49条第1項」を「第49条第1項第2号」に、「燃烧行為」を「焼却」に改め、同項第1号中「燃烧行為(合成樹脂、ゴム、油脂類又は布を含まないものに限る。)」を「焼却であって軽微なもの」に改め、同項第2号中「たき火その他」を削り、「うえ」を「上」に、「燃烧行為」を「焼却」に改め、同項第3号中「キャンプファイヤー、バーベキューその他」を削り、「燃烧行為」を「焼却」に改め、同項第6号中「燃烧行為」を「焼却」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「燃烧行為」を「焼却」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に伴う燃烧行為」を「のために必要な焼却」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの

第41条に次の1項を加える。

4 条例第49条第1項第2号に規定する規則で定める物は、第1項第3号、第4号(前項第6号に掲げる焼却に限る。)及び第6号に掲げる物とする。

第5章第2節の節名中「制限等」を「制限」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第50条第1項中「第59条第3項」を「第59条第3項本文」に改め、同項第1号中「次に掲げる」を「前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な」に改め、同号アからウまでを削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 土壌その他の試料の採取及び測定を行うこと。

第50条第1項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、同条第3項中「第59条第3項」を「第59条第3項本文」に、「届出」を「報告」に、「特定有害物質使用事業所廃止報告書」を「特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「規定による公表」を「規則で定める事項」に改め、「を記載した書面を、環境農政局環境保全部大気水質課その他知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うもの」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

(1) 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の所在

(2) 条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の概況
第50条に次の1項を加える。

5 条例第59条第4項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。

第51条の見出しを「(土地の区画形質の変更の届出)」に改め、同条第1項第5号中「届出」を「報告」に改め、同条第2項中「特

定有害物質使用地に係る土地区画形質変更等届出書」を「土地区画形質変更等届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)

第51条の2 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更

(2) 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの

ア 土地の形質の変更を行う土地の土壌に第2条の2第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。

イ 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。

ウ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。

エ 掘削した土壌の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。

第52条の見出しを「(土壌調査)」に改め、同条第2項中「特定有害物質使用地に係る土壌調査報告書」を「土壌調査報告書」に改める。

第53条を次のように改める。

(特定有害物質使用地の所在等の公表)

第53条 条例第60条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の所在

(2) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の概況

(3) 土壌の汚染の状況及び特定有害物質の名称

(4) 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称

2 第50条第5項の規定は、条例第60条第3項の規定による公表について準用する。

第54条の見出しを「(公害防止計画書)」に改め、同条中「第60条第3項」を「第60条第4項」に、「特定有害物質使用地に係る公害防止計画書」を「公害防止計画書」に改める。

第55条の見出しを「(公害防止計画完了報告書)」に改め、同条中「第60条第4項」を「第60条第5項」に、「特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書」を「公害防止計画完了報告書」に改める。

第55条の2第1項中「第60条第3項」を「第60条第4項」に改め、同条第3項中「の規定による届出」を「に規定する計画」に、「土地の区画形質の変更の周知計画届出書(第26号様式の2)」を「周知計画書(第26号様式の3)」に、「行う」を「作成する」に改め、同条第4項中「周知計画完了届出書(第26号様式の3)」を「周知計画完了報告書(第26号様式の4)」に改め、同条を第55条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

第55条の4 条例第62条の2に規定する規則で定める事項は、別表第12の2の2に定める基準とする。

2 条例第62条の2の規定による報告は、地下水への影響調査結果

報告書(第26号様式の5)により行うものとする。この場合において、当該報告が条例第59条第3項本文又は条例第60条第2項の規定による調査に伴って行われた地下水への影響の調査の結果に係るものにあつては、特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書又は土壤調査報告書に当該地下水への影響の調査の結果を添付して行うことができる。

第55条の次に次の1条を加える。

(非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)

第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書(第26号様式の2)により行うものとする。

第56条の3を次のように改める。

(ダイオキシン類管理対象事業所等への準用)

第56条の3 第50条第1項から第3項までの規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第50条第4項及び第5項の規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による規則で定める事項及び公表について、第51条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による規則で定める事項及び届出について、第51条の2(第2号アを除く。)の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による規則で定めるものについて、第52条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査及び報告について、第53条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第4項の規定による計画について、第55条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定による報告について、第55条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定による届出について、第55条の3第1項及び第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項の規定による規則で定める者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第55条の3第3項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による計画について、第55条の3第4項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告について、第55条の4第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定による報告について、第56条の規定は条例第63条の3において準用する条例第63条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第50条第1項第1号	前条第2項	第56条の2第2項
第50条第2項第6号	第59条第1項	第63条の2第1項
第50条第4項第3号及び第4号	状況及び特定有害物質の名称	状況
第51条第1項第5号	第59条第1項	第63条の2第1項
	同条第3項	同条第2項において準用する条例第59条第3項

第53条第1項第3号及び第4号	状況及び特定有害物質の名称	状況
第55条の3第1項	特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者	ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者

第56条の4から第59条の9までを削る。

第6章中第1節を第1節の2とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止

(土壤の汚染状態の基準)

第48条の4 条例第58条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第12の2のとおりとする。

(汚染された土地)

第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で定める土地(以下「汚染された土地」という。)は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壤が存在する土地とする。

- (1) 条例第59条第3項本文(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)又は条例第60条第2項(条例第63条の3において準用する場合を含む。)の規定による調査
- (2) 土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査(同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条の6の指針に定められた調査の方法と同等以上の方法により行った調査

(汚染土壤)

第48条の6 条例第58条第3項に規定する規則で定める土壤(以下「汚染土壤」という。)は、次に掲げる土壤とする。

- (1) 汚染された土地の土壤(条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していると認められた土壤(以下この条において「汚染されていない土壤」という。)を除く。)
- (2) 汚染された土地から搬出された土壤(汚染されていない土壤を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壤

(生活環境を保全するために必要な措置)

第48条の7 条例第58条の3第1項ただし書の規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 汚染土壤の処理のため、汚染土壤の埋立て又は盛土を行う場合 法許可汚染土壤処理施設において行うこと又は特定有害物質若しくはダイオキシン類若しくはこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止するための措置を講ずること。
- (2) 汚染土壤の処理のため、汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 指定事業所(条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行

う指定施設を設置するものに限る。)又は法許可汚染土壌処理施設において行うこと。

(3) 汚染土壌の積替えのため、汚染土壌の一時的な堆積を行う場合 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講ずること。

(4) 土壌汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壌の一時的な堆積を行う場合 当該汚染された土地を含む一連の敷地内で行うこと。

(5) 土壌汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壌の埋め戻しを行う場合 当該汚染された土地内で行うこと。

第6章第2節及び第3節を次のように改める。

第2節及び第3節 削除

第57条から第65条まで 削除

第66条中第1号を削り、第2号を第1号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

第67条第1項中「揚水機」を「揚水施設」に改める。

第68条第1項第2号中「揚水機」を「揚水機を設置する井戸」に改める。

第78条の2を削る。

第79条中「別記」を削る。

第80条の見出しを「(環境に係る項目の情報)」に改める。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第81条から第85条まで 削除

第8章を次のように改める。

第8章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進

(周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業等)

第88条 条例第99条第1項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる作業を定常的に行う事業とする。

- (1) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する作業
- (2) 別表第1の61の項に掲げるボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業
- (3) 施設(常時使用する従業員の数が30人未満の事業所に係る施設を除く。)において先端技術(マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジーその他知事が先端技術であると認める技術をいう。)を用いて化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業

2 条例第99条第2項に規定する周辺環境配慮計画書は、周辺環境配慮計画書(第46号様式)とする。

3 条例第99条第3項に規定する規則で定める周辺の地域の生活環境に及ぼす影響は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める影響とする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる作業を定常的に行う事業 排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の影響
- (2) 第1項第3号に掲げる作業を定常的に行う事業 排煙、悪臭、排水、騒音又は振動の影響

(周辺環境配慮報告書の提出期限等)

第89条 条例第100条に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を定常的に行う事業 当該各号に掲げる施設を設置する日の30日前の日

(2) 前条第1項第3号に掲げる作業を定常的に行う事業 同号に掲げる作業を開始する日の30日前の日

2 条例第100条に規定する周辺環境配慮報告書は、周辺環境配慮報告書(第47号様式)とする。

(変更等の届出)

第89条の2 条例第101条第1項の規定による届出は、周辺環境配慮事業に係る変更(廃止)届出書(第47号様式の2)により行うものとする。

第90条の2中「第110条の2」を「第110条の3第1項」に改める。

第92条第1項中「次」を「別表第16の2」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 条例第113条第2項の規定による報告は、事故時等応急措置等報告書(第48号様式の2)により行うものとする。

第93条中「第113条第3項」を「第113条の2第2項」に改める。

第93条の2第1項及び第2項中「第113条の2」を「第113条の3」に改める。

第93条の3第1項及び第2項中「第113条の4第1項」を「第113条の5第1項」に改め、同条第3項中「第113条の4第2項」を「第113条の5第2項」に改める。

第93条の4第1項中「第113条の5第1項」を「第113条の6第1項」に、「環境汚染原因地」を「環境汚染の原因であることが認められた土地(以下「環境汚染原因地」という。))」に改め、「いた者」の次に「及び条例第58条の3の規定に違反して当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質に係る条例第58条第2項に規定する規則で定める基準(別表第12の2の2に掲げる基準を除く。))に適合しない汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者」を加え、同条第2項中「第113条の5第1項」を「第113条の6第1項」に改め、同条第3項中「第113条の5第2項」を「第113条の6第2項」に改め、同条第4項中「第113条の5第4項」を「第113条の6第4項」に改める。

第93条の5第1項中「第113条の6第1項」を「第113条の7第1項」に、「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同項第4号中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に、「ゆう出口」を「湧出口」に改める。

第94条の見出しを「(申請書等の提出部数等)」に改め、同条第1号中「第2章」の次に「、第42条の3第1項及び第9章」を加え、同条第2号中「第5章第2節、第6章第2節及び」を「第42条第1項及び第2項、第6章」に改め、「及び第3節並びに第12章第2節及び第3節並びにこの規則第15条第1項」を「並びに第12章第3節」に、「申請書等」を「書類」に改め、「横浜市の区域にあっては正本1通及びその写し1通、それ以外の区域にあっては」を削り、同条第3号中「申請書等」を「書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例又はこの規則に基づく申請等を代理人が行うときは、当該代理人は、当該代理人が当該申請等についての権限を有する

ことを証する書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、その提出を省略することができる。

附則第23項中「断面積及び」及び「吐出口及び」の次に「揚水機
の原動機の」を加え、「揚水機のストレーナー」を「揚水機を設置
する井戸のストレーナー」に改める。

別表第1中「(第3条、第5条、第6条、第11条、第14条、第32
条、第42条関係)」を「(第3条、第3条の2、第11条、第32条、第
42条、第48条の7、第88条関係)」に改め、同表の17の項中「湿式
分別施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の18の
項中「亜硫酸ガス冷却洗浄施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」
を加え、同表の19の項中「蒸留施設」、「抽出施設」、「混合施設」及
び「濃縮施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、同表の
23の項中「並びに」を「及び」に改め、「ろ過施設」の次に「(特定
排水施設に限る。)」を加え、同表の30の項中「特定有害物質を使用
する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出され
ることとなる施設(以下「特定排水施設」という。)」を「特定排水
施設」に改め、同表の31の項中「洗浄施設」の次に「(特定排水施
設に限る。)」を加え、同表の32の項中「湿式分別施設」、「脱水施
設」及び「成形施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加え、
同表の33の項中「冷却施設」の次に「(特定排水施設に限る。)」を
加え、同表の34の項中「脱水施設」の次に「(特定排水施設に限
る。)」を加え、「用いられるもの」の次に「で、特定排水施設」を
加え、同表の35の項作業の内容の欄中「動物性飼料」を「動植物性
飼料」に改め、「に加工する作業」の次に「並びに51に掲げる作業
のうち51の項の施設の欄の(8)、(21)及び(23)に掲げる施設のいずれかを
用いる作業」を加え、同項施設の欄中「(9) 発酵施設」を「(9) 発
酵施設
乾燥施設」に改め、同表の38の項中「含む」を「含み、特定排水施設
乾燥施設」
に改め、同表の40の項中「1日当たりの排水の量が20立方
メートル未満である事業所に設置される施設(以下「小規模排水
施設」という。)」を「小規模排水施設」に改め、同表の48の項中
「(11) 渋だめ(小規模排水施設を除く。)」を
「(11) 渋だめ(小規模排水施設を除く。)
(12) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であ
るものに限る。)」
に改め、同表の51の項作業の内容の欄中「ゴム」の次に「、木材(伐
採木及び木の枝を含む。)」を加え、「及び(17から19)まで」を「及び
(17から24)まで」に改め、「(16)まで」の次に「及び(20)」を加え、同項
施設の欄中「容器洗浄施設」を「洗浄施設(特定排水施設に限る。)」
に改め、「金属回収溶解層」の次に「(特定排水施設に限る。)」を加
え、「乾留施設」を「熱分解施設(乾留施設を含む。)」に改め、「(19)
固化施設(特定排水施設に限る。)」を
「(19) 固化施設(特定排水施設に限る。)
(20) コンベア施設(ベルトの幅が75センチメートル以上であ
るもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が
0.03立方メートル以上であるもの(密閉式のものを除く。)
に
(21) 乾燥施設

- (22) 圧縮成形施設
- (23) 発酵施設
- (24) メタン発酵施設

改め、同表の51の項の次に次の1項を加える。

51の2	汚染土 壌の処理の作 業	汚染された土地が含ま れる一連の敷地内から 搬出された汚染土壌の 処理の作業のうち、右 欄に掲げる施設のうち いずれかを用いる作業 (法許可汚染土壌処理 施設を用いる作業を除 く。)	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設
------	--------------------	---	--

別表第1の53の項作業の内容の欄中「又は」を「及び」に改め、
同項施設の欄中「又は」を「及び」に改め、同表の54の項中「の作
業」の次に「(51に掲げる作業のうち51の項の施設の欄の(15)に掲
げる施設、51の2に掲げる作業のうち51の2の項の施設の欄の(1)に掲
げる施設及び法許可浄化等処理施設のいずれかを用いる作業を除
く。)」を加え、同表の55の項中「係るもの」の次に「で、特定排水
施設」を加え、同表の61の項中「又はバーナー」を「及びバーナ
ー」に改め、同表の64の項中「シスー1、2ージクロロエチレン」
を「1、2ージクロロエチレン」に改め、同表の66の項中「29」の
次に「又は51の2」を加え、同表の備考を次のように改める。

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により
算定する。

種 類	重油10リットルに相当 する量
液体燃料	10 l
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

2 備考1の規定にかかわらず、ガスエンジンにあつては、
重油以外の燃料の重油の量への換算は、気体燃料は次の
換算式により算出し、液体燃料は10リットルが重油10リッ
トルに相当するものとして算出する。この場合において、
当該換算式中気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いること
とし、重油の発熱量は40,186.08kJ/lとする。

$$\text{重油換算量 (l/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能
力 (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3\text{)} \div \text{重油の発
熱量 (kJ/l)}$$

3 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施
設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出さ
れることとなる施設をいう。

4 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が20立
方メートル未満である事業所に設置される施設をいう。

別表第1の次に次の3表を加える。

別表第1の2 (第6条関係)

騒音の予測値の算出方法

騒音の予測値の算出方法は、次に定めるとおりとする。ただし、
他の方法により騒音の予測値を算出することができる場合は、こ
の限りでない。

L=A-B-C-D-E

(1) 「L」とは、騒音の予測値(単位 デシベル)をいう。
 (2) 「A」とは、発生源での騒音レベル(単位 デシベル)をいう。
 (3) 「B」とは、音源対策による減衰(単位 デシベル)をいう。
 (4) 「C」とは、距離減衰(単位 デシベル)をいう。
 (5) 「D」とは、建屋による減衰(単位 デシベル)をいう。
 (6) 「E」とは、防音対策による減衰(単位 デシベル)をいう。

備考 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

別表第1の3(第6条関係)
 振動の予測値の算出方法

振動の予測値の算出方法は、次に定めるとおりとする。ただし、他の方法により振動の予測値を算出することができる場合は、この限りでない。

L=A-B-C-D

(1) 「L」とは、振動の予測値(単位 デシベル)をいう。
 (2) 「A」とは、発生源での振動レベル(単位 デシベル)をいう。
 (3) 「B」とは、振動源対策による減衰(単位 デシベル)をいう。
 (4) 「C」とは、距離減衰(単位 デシベル)をいう。
 (5) 「D」とは、基礎対策による減衰(単位 デシベル)をいう。

備考 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

別表第1の4(第27条の2関係)
 環境配慮推進事業所の登録の要件

環境配慮推進事業所の登録の要件は、次のいずれかに適合するものとする。

1 登録を申請する年度前の3年間において、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 環境への負荷の低減に関する要件

次の表の中欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を実施している場合を1点として、点数の合計が全ての項目(事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。)の数に1点を乗じて得た点数の3割以上であること。

分類	項目	内容
有害な物質の使用の回避	原材料の選択	物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択していること。
	有機塩素系溶剤の代替物質への転換	トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤については、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化等の排出防止対策を実施していること。

有害な物質の発生の防止	良質な燃料の使用	都市ガス、液化石油ガス、灯油その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質等の発生量がより少ない良質燃料を使用していること。
	窒素酸化物の発生抑制	ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式の機器を採用すること等により窒素酸化物の発生量を減少させていること。
	燃焼機器の適正使用	燃焼機器の運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持していること。
	燃焼の適正管理の徹底	焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。
光化学オキシダントの発生の防止	二次生成汚染物質の発生抑制	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、炭化水素系物質等二次生成汚染物質の生成要因となる物質の使用及び排出を削減していること。
	揮発性有機化合物の排出抑制	揮発性有機化合物の年間の排出量及び削減の目標値を掲げた自主行動計画を作成し、削減目標の達成状況の把握及び評価を行っていること。
	揮発性有機化合物の削減目標の公表	揮発性有機化合物の削減目標の達成状況の結果を積極的に公表していること。
騒音及び振動の低減	揮発性有機化合物を含む塗料等の使用量の削減	塗料及び不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業に当たっては、揮発性有機化合物を含む塗料及び溶剤の使用量を削減していること。
	低揮発性有機化合物含有量の塗料等への転換	揮発性有機化合物を含まないか又は含有量の少ない塗料及び溶剤への転換を行っていること。
	機械類の防音又は防振対策	騒音の発生源となる機械類には消音器、防音カバー又は防音壁の設置等の防音対策を講じ、振動の発生源となる機械類には防振ゴム又は防振架台の設置等の防振対策を講じていること。
騒音及び振動の低減	建物の防音対策	建物の中において騒音を伴う作業を行う場合にあっては、建物に吸音材を用いて騒音を減衰していること。
	建物の配置	周辺の地域への騒音又は振動を減衰するため、著しい騒音又は振動を伴う作業を行う建物を敷地の中央に配置し、他の建物を

		その周囲に配置していること。
公害防止管理の徹底	自主的かつ積極的な排煙及び排水の測定の実施	自主的かつ積極的に排煙及び排水の測定を実施し、その結果を記録していること。
	施設及び設備の定常状態等の把握	工程、生産量の変動等事業内容、事業所の形態等に応じ、排煙及び排水の測定が必要な施設及び設備の定常時及び負荷変動時の状態を把握していること。
	排煙及び排水の測定の周知徹底	排煙及び排水の測定方法、測定の実施体制、測定結果の管理体制等を明確化し、周知徹底していること。
	技術的な検証の実施	排煙の濃度が変動する要因を検証し、排煙の排出の制御方法や施設の運転管理の効率について技術的な検証を十分行っていること。
	精度管理の体制の整備	法令の規定により適正な方法で実施された排煙及び排水の測定であること及びその測定結果の精度の管理に信頼があることを検証し、管理する体制を整備していること。
	水の再利用等	水の使用量の削減
エネルギーの有効活用	エネルギーの消費の見直し	エネルギーの使用の合理化により燃料使用量及び電力使用量を削減していること。
	新エネルギー等の活用	太陽光発電等の新エネルギー等を活用していること。
公共用水域の富栄養化の防止	窒素及びリンの削減及び除去	窒素又はリンを含有する副原料等の使用量を削減するとともに、窒素又はリンを含む排水を排出する場合には、窒素又はリンを除去する機能を有する排水処理施設を設置していること。
公共用水域の汚濁負荷の防止	定期的な排水の測定及び記録の保管	公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記録していること。
地下水の保全	地下水の採取量の削減	冷却水の循環使用、生産工程における水の再利用等により地下水の採取量を削減していること。
	地下水のかん養	雨水の浸透効果が高い升の設置、舗装方法の採用等により地下水のかん養を行っていること。
自動車の使用に伴う環境	低公害車の導入	低公害車を優先して導入する計画を策定していること。

境負荷の低減	燃費目標の設定	燃費目標を設定し、達成に向け取り組んでいること。
	エコドライブに関する教育の実施	従業員に対しエコドライブに関する教育を定期的実施していること。
	関係者へのエコドライブ実施要請	取引のある運送事業者等に対し、低公害車の優先利用とエコドライブの実施を要請していること。

(2) 化学物質の適正な管理に関する要件

次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目(事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。)の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。

項目	内容		
	第1段階	第2段階	第3段階
化学物質の管理体制の整備	管理組織の整備	連絡体制の明確化	責任者の選任
	化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織を整備していること。	責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意思疎通を図っていること。	取り扱う化学物質の性状及び取扱い、施設及び設備の管理等に必要知識や経験等を有する者を化学物質を取り扱う部門の責任者として選任していること。
化学物質管理規程類の整備	規程類の整備	定期的な点検	点検結果の見直し
	事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法を定めた化学物質管理規程類を整備していること。	点検計画により、化学物質管理規程類の点検を定期的実施していること。	化学物質管理規定類について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。
化学物質管理の徹底	研修の実施	従業員等への周知徹底	情報の提供
	従業員等に対し計画的かつ定期的に化学物質の適正な管理の仕組みについての研修を行っていること。	従業員等への適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報等必要な事項を表示し、従業員等へ周知徹底していること。	近隣住民等に対し、定期的に事業所の化学物質に関する取組状況についての情報を提供していること。

		ること。					
化学物質の有害性等の評価	有害性等の把握	安全性影響度の評価	新規導入化学物質等の評価		化学物質の大気、水及び土壌への排出の量を把握していること。	めの施設を設置していること。	び地下水の調査等を実施し、汚染の有無の実態を把握していること。
	取り扱う化学物質の成分、物理化学的性状、危険性、有害性、生態系への影響、関連する法規、汚染及び事故の事例等に係る情報を収集していること。	化学物質の安全性影響度の評価に関する指針に基づき、安全性影響度（化学物質による人への影響及び生態系への影響の度をいう。）を評価し、その結果に基づき環境に影響を及ぼすおそれを低減するための管理目標を定めていること。	新規に化学物質又は代替物質を導入する場合は、あらかじめその危険性及び有害性等を評価するための基準を定め、評価を行っていること。		未然防止対策	施設及び設備等の整備	事故防止体制の整備
工程管理	化学物質の量及び使用等の方法の把握	代替技術の情報収集	工程管理対策			環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生の防止に十分配慮し、公害を防止するための設備等を設置していること。	災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準を作成し、施設の保守及び点検、巡視等を実施していること。
	化学物質の受入れ、保管、使用及び製造の量及び方法を把握し、記録していること。	生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集していること。	危険性及び有害性が高い化学物質、生態系への影響がある化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減をしていること。		災害及び事故への対応	関係機関等への通報	周辺地域等への周知
排出処理	作業工程等の維持管理	技術の情報収集	排出処理対策		化学物質の漏れ、流出等が確認された場合は、速やかに関係機関等へ通報する体制を整備していること。	近隣住民等及び近接する配慮施設（学校、病院、福祉施設等をいう。）への連絡体制を整備していること。	化学物質の漏れ事故、土壌汚染等が判明した場合は、近隣住民等に対して情報を提供するとともに、事実関係の公表に努めていること。
	作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理等を行っていること。	排煙、排水及び廃棄物の中に含まれる化学物質の回収、除去及び処理のための技術並びに設備の情報を収集していること。	排煙、排水及び廃棄物の中に含まれる化学物質の回収、除去及び処理のための技術並びに設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。		化学物質を含む廃棄物の適正処理	廃棄物の発生抑制	廃棄物の適正保管
自己監視及び自主測定	排出の量の把握	環境汚染の未然防止	環境汚染の実態把握		化学物質を含む廃棄物の削減計画等を作成し、廃棄物の発生の抑制に努めていること。	化学物質を性状に応じた方法で保管し、長期にわたる保管は避け、速やかに処理及び処分していること。	処理に伴う化学反応等についての情報を収集し、保管、運搬、処理及び処分に当たる者に情報を提供し、適正な処理を行っていること。
	排煙及び排水の測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、	化学物質の土壌への漏れや施設外への流出等を未然に防止するた	取扱いのある有害な化学物質の使用履歴を基に、事業所内の土壌及				

(3) 環境に係る組織体制の整備に関する要件

次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。

項目	内容		
	第1段階	第2段階	第3段階
環境の保全のための基本方針	基本方針の作成	定期的な点検	点検結果の見直し

針	環境の保全の取組に関する理念及び行動指針を取りまとめた基本方針を定め、公表していること。	点検計画により、基本方針の点検を定期的実施していること。	基本方針について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。		に内部で確認する体制を整備していること。	施していること。	必要な見直しを行っていること。	
環境の保全のための行動目標	行動目標の設定	定期的な点検	点検結果の見直し		施設等の点検管理の規準の整備	点検管理の規準の整備	点検管理の実施	点検結果の見直し
	事業活動が及ぼす環境への影響の程度について適切に把握した上で、基本方針を達成するための具体的な行動目標を設定していること。	点検計画により、行動目標の点検を定期的実施していること。	行動目標について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。			関係する設備、工程等の稼働状況、水、燃料、原材料等の使用量、廃棄物の発生量等を日常的に点検管理するための規準を整備していること。	施設等の点検管理の規準に基づき、点検管理を実施していること。	施設等の点検管理の規準について、点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。
環境の保全のための行動計画	行動計画の作成	定期的な点検	点検結果の見直し		環境の保全のための従業員の教育	従業員教育の実施	研修の実施	社会貢献活動の奨励
	行動目標を達成するための手段、日程、責任部課等を明らかにした行動計画を定めていること。	点検計画により、行動計画の点検を定期的実施していること。	行動計画について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。			基本方針、行動目標及び行動計画を周知するとともに、理解させていること。	必要に応じて、従業員の自己啓発のための職場内の研究会等の機会を確保していること。	地域で行われている環境の保全のための活動への従業員の参加を奨励していること。
環境の保全のための体制の整備	体制の明確化	組織図の作成	定期的な見直し		環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備	環境に係る情報の把握	体制の明確化	情報の提供
	環境の保全に係る管理責任者、専門の部課等又は担当者を設置していること。	環境の保全のための体制を明示した組織図を作成していること。	体制の整備について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。			環境に関する取組状況の記録、事業活動又は製品等が環境に与える負荷の程度その他の環境に係る情報を把握していること。	情報の提供の要請に対応するための窓口となる部課等又は担当者を定めていること。	環境情報を積極的に提供していること。
環境会計の実施	算定基準の作成	内部評価の実施	結果の公表		事故時及び非常時における対応の仕組みの整備	日常点検の徹底	対応手順の作成	訓練の実施
	対象期間、集計範囲、環境の保全のための費用、環境保全効果、経済効果の内容及び算定基準を定めていること。	環境保全対策に要した費用をその費用対効果で評価していること。	環境の保全のための取組を定量的に測定して結果を公表していること。			公害が生じ、又は生じるおそれがないよう事故等の可能性を予測し、防災に係る設備を整備し、日常からの点検を徹底していること。	事故等の発生時の通報、必要な措置等の対応手順を定めていること。	過去における事故等の記録、他の事業所における事故等の事例等に基づき、事故等を想定した訓練を実施していること。
環境に関する法令の遵守状況の確認	内部の確認体制の整備	定期的な点検	点検結果の見直し		2 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること。 (2) 環境情報を提供するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること。			
	事業活動との関係が強い法令の規制等の遵守状況を定期又は不定期	点検計画により、環境に関する法令の遵守状況の確認を定期的	環境に関する法令の遵守状況について、定期点検の結果に基づき、					

別表第2中「(第14条、第30条、第32条関係)」を「(第30条、第32条関係)」に改め、同表の1(1)中「すべて」を「硫酸酸化物を発生する全て」に改め、「指定事業所」の次に「及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所」を加え、同表の1(1)の表の備考2中「すべて」を「全て」に改め、同表の備考3(1)中「すべて」を「全て」に改め、同表の備考3(2)中「すべて」を「全て」に、「(大気汚染防止法第8条第1項)」を「(同項)」に改め、同表の備考4を次のように改める。

4 硫酸酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定される硫酸酸化物の量とする。

- (1) 規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫酸酸化物の濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法
- (2) 規格K2541-1から2541-7までに定める方法により液体燃料中の硫黄含有率を、規格M8813に定める方法により固体燃料中の硫黄含有率を、規格Z8762-1から8762-4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) 硫酸酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)に定める方法

別表第2の1(2)中「指定事業所」の次に「及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所」を加え、同表の1(2)の表の備考中「K2541に定める」を「石油系液体燃料中のものにあつては規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料中のものにあつては規格M8813に定める全硫黄の定量」に改め、別表第2の2中「2 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域」を

「2 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域
指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所」

改め、同表の2の表の1の項中「に係るすべて」を「を発生する全て」に改め、「指定施設」の次に「及び法許可浄化等処理施設」を加え、「指定事業所」を「場合」に改め、同表の2の項中「に係る指定施設が設置されている指定事業所」を「を発生する指定施設を設置する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所」に、「指定事業所以外の指定事業所」を「場合以外の場合」に改め、同表の備考1中「指定事業所」の次に「及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所」を加え、同表の備考2及び3中「指定事業所」を「事業所」に、「すべて」を「全て」に改め、「指定施設」の次に「及び法許可浄化等処理施設」を加え、同表の備考4中「指定施設」の次に「及び法許可浄化等処理施設」を加え、同表の備考5及び6を次のように改める。

5 重油以外の燃料、原料及び廃棄物(廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。)の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類		重油10リットルに相当する量
燃料	液体燃料	10ℓ
	ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)

	固体燃料	16kg
原料	軽量骨材原料	36kg
	ガラス原料の芒硝(無水)	0.83kg
	炭素製品原料(粘結剤及び銅粉を除く。)	36kg
	キューポラ用コークス	50kg
廃棄物		60kg

6 排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫酸酸化物の量は、次の式により算出された硫酸酸化物の量(単位 Nm³/h)とする。

$$q = q' \times w / w'$$

- (1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫酸酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。
- (2) 「q'」とは、規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫酸酸化物の濃度、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量をそれぞれ測定し、算定される硫酸酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。
- (3) 「w」とは、当該指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をいう。
- (4) 「w'」とは、当該測定時において使用される原料及び燃料の量をいう。

別表第2の2の表の備考に次のように加える。

7 備考6の規定にかかわらず、燃料の燃焼による場合であつて、排煙脱硫装置を設置していないときの指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫酸酸化物の量は、次の算式により求めることができる。

$$q = w \times d \times s \times 0.007$$

- (1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫酸酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。
- (2) 「w」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される1稼働時間当たりの燃料の使用量(単位 液体燃料にあつてはℓ、固体燃料にあつてはkg)をいう。
- (3) 「d」とは、燃料の比重をいい、石油系の液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とする。
- (4) 「s」とは、燃料中の硫黄含有率(単位 重量%)をいい、sの測定に当たっては、石油系の液体燃料については規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定するものとする。ただし、他の方法によりsを確認することができる場合は、この限りでない。

別表第3の1の表の備考2中「(単位 kl/h)」の次に「の合

計量」を加え、同表の備考3中「排煙発生施設(」を「全ての排煙発生施設(」に改め、「(単位 k_t/h)」の次に「の合計量」を加え、別表第3の2の備考6を次のように改める。

6 燃料の燃焼能力の重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

別表第3の3の備考3(1)を次のように改める。

(1) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。

施設	O _n
ガスタービン	16
ディーゼルエンジン	13
ガスエンジン	0

別表第3の3の備考4(2)アを次のように改める。

ア 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。

施設	O _n
ガスタービン	16
ディーゼルエンジン	13
ガスエンジン	0

別表第3の3の備考6(1)を次のように改める。

(1) ガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

別表第4中「(第11条、第30条、第32条関係)」を「(第30条、第32条、第40条の4関係)」に改め、同表の2中「指定施設」の次に「並びに法許可汚染土壌処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。)」を加え、同表の2(1)の表の備考2(4)及び(5)中「知事」を「規格K0305に定める方法又は知事」に改める。

別表第5の1の備考5を次のように改める。

5 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

別表第5の3の表59の項の次に次の1項を加える。

59 の 2	条例別表1の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設	0.20	0.10	0.10
--------------	------------------------------	------	------	------

別表第5の3の表の備考7を次のように改める。

7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、次のとおりとする。

(1) 熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から51の項まで、57の項から61の項まで、64の項及び66の項に掲げる施設、40の項及び68の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに67の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とする。

(2) (1)に掲げる施設以外の施設にあっては、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「C」とは、ばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。

イ 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項	0
65の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項	10
52の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、67の項、68の項	16
46の項	18

ウ 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(単位百分率)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合に

あつては、20パーセントとする。

エ 「Cs」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。

別表第6中「排出する」の次に「1施設当たりの」を加え、同表の1の表の備考2中「第2条第2号ア」を「第2条第3号ア」に改め、同表の備考4中「規制基準値」を「濃度」に改める。

別表第7中「事業所」を「事業所等」に改める。

別表第8の1から3までを次のように改める。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。

別表第8の5中「ともに」の次に「、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、」を加える。

別表第9の表1、1-ジクロロエチレンの項中「0.2」を「1」に改め、同表の備考5を次のように改める。

5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、次の各号に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める値を下回ることをいう。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
- (2) 有機燐化合物 1リットルにつき0.1ミリグラム
- (3) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム

別表第9の表の備考11中「ゆう出」を「湧出」に改め、同表の備考に次のように加える。

13 新設の事業所以外の事業所(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場(排水基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成18年環境省令第33号)附則第2条第1項(同条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける特定事業場を除く。)に限る。)から乙水域及び海域に排出される排水に係るこの表の適用については、亜鉛及びその化合物の項中「3」とあるのは「2」とする。

別表第10の1(1)の表の備考7(3)、別表第10の1(2)の表の備考3(3)、別表第10の1(3)の表の備考3(3)、別表第10の1(4)の表の備考7(3)及び別表第10の1(4)のイの表の備考2(3)中「付表8」を「付表9」に改め、別表第10の2の表の備考7中「ゆう出」を「湧出」に改める。

別表第11中「(第14条、第38条、第46条関係)」を「(第38条、第46条関係)」に改め、同表の表の備考2中「(平成4年法律第51条)」を削り、同表の備考4(4)中「ごとの指示値の」の次に「最大値の」を加え、同表の備考中8を9とし、7を8とし、同表の備考6中「の当該事業所」の次に「他の地域に隣接する敷地の境界線」を加え、備考6を同表の備考7とし、同表の備考5の次に次のよう

に加える。

6 備考5の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であつて、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることができる。

別表第12中「(第14条、第38条関係)」を「(第38条関係)」に改め、同表の表の備考7中「の当該事業所」の次に「他の地域に隣接する敷地の境界線」を加える。

別表第12の次に次の1表を加える。

別表第12の2 (第48条の4関係)

土壤の汚染状態の基準

土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。

- 1 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検液中に検出されないこと。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン(シス体に限る。)	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。

チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。

備考 1 「検出されないこと」とは、備考2に定める方法により土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 土壌の測定の方法は、土壌溶出量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第18号)に定める方法による。

3 1の基準にかかわらず、当該基準に適合しない土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壌としたものについては、当該基準に適合しない土壌とみなす。

2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。

備考 土壌の測定の方法は、土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)に定める方法による。

3 土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準

土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下であること。

備考 土壌の測定の方法は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表に定める方法による。

別表第14を削る。
別表第16の次に次の1表を加える。

別表第16の2 (第92条関係)

事故時における物質

1 大気汚染及び悪臭に係る物質

1	アクロレイン
2	アンモニア
3	一酸化炭素
4	塩素及び塩化水素
5	りん 黄燐
6	カドミウム及びその化合物
7	キシレン
8	クロルスルホン酸
9	りん 五塩化燐
10	りん 三塩化燐
11	シアン化合物
12	ジクロロメタン
13	臭化メチル
14	臭素
15	硝酸
16	窒素酸化物
17	テトラクロロエチレン
18	トリクロロエチレン
19	トルエン
20	鉛及びその化合物
21	二酸化硫黄
22	二酸化セレン
23	ニッケルカルボニル
24	二硫化炭素
25	ビリジン
26	フェノール類
27	ふっ 弗化水素及びふっ けい 弗化珪素
28	ベンゼン
29	ホスゲン
30	ホルムアルデヒド
31	メタノール
32	メルカプタン
33	硫化水素

34	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
35	リン 燐化水素
2 水質の汚濁に係る物質	
1	アクリルアミド
2	アルミニウム及びその化合物
3	アンチモン及びその化合物
4	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
5	エチル＝(Z)－3＝[N－ベンジル－N－[[メチル(1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
6	塩化チオニル
7	塩化ビニルモノマー
8	塩素酸塩
9	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3a, 4, 7, 7a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン(別名クロルデン)
10	過酸化水素
11	カドミウム及びその化合物
12	クロム及びその化合物
13	クロルピクリン
14	次亜塩素酸ナトリウム
15	シアン化合物
16	3, 5－ジクロロ－N－(1, 1－ジメチル－2－プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
17	1, 3－ジクロロプロペン
18	1, 3－ジチオラン－2－イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
19	シマジン
20	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
21	臭素
22	臭素酸塩
23	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
24	セレン及びその化合物
25	チウラム
26	チオベンカルブ
27	チオリン酸O, O－ジエチル－O－(2－イソプロピル－6－メチル－4－ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
28	チオリン酸O, O－ジエチル－O－(3, 5, 6－トリクロロ－2－ピリジニル)(別名クロルピリホス)
29	チオリン酸O, O－ジエチル－O－(5－フェニル－3－イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
30	チオリン酸O, O－ジメチル－O－(3－メチル－4－ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
31	チオリン酸S－ベンジル－O, O－ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)

32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
33	鉛及びその化合物
34	ニッケル及びその化合物
35	4－ニトロフェニル－2, 4, 6－トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
36	パラ－ジクロロベンゼン
37	砒素及びその化合物
38	ヒドラジン
39	ヒドロキシルアミン
40	フェノール類
41	ふっ素及びその化合物
42	ほう素及びその化合物
43	ホスゲン
44	ポリ塩化ビフェニル
45	ホルムアルデヒド
46	N－メチルカルバミン酸2－セカンダリ－ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
47	モリブデン及びその化合物
48	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
49	油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)
50	りん酸ジメチル＝2, 2－ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
51	アルカリ性物質(水素イオン濃度(水素指数)が8.6を超えるものに限る。)
52	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)

別表第17の1(2)の表カドミウムの項中「0.01mg/ℓ」を「0.003mg/ℓ」に、「K0102の55に定める方法」を「K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、環境庁告示第59号付表8に掲げる方法によることができる。)」に改め、同表1, 1－ジクロロエチレンの項中「0.02mg/ℓ」を「0.1mg/ℓ」に改め、同表に次のように加える。

1, 4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
------------	------------	--------------------

別表第17の1(3)の表カドミウムの項中「0.01mg/ℓ」を「0.003mg/ℓ」に、「K0102の55に定める方法」を「K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、環境庁告示第59号付表8に掲げる方法によることができる。)」に改め、同表1, 1－ジクロロエチレンの項中「0.02mg/ℓ」を「0.1mg/ℓ」に改め、同表シス－1, 2－ジクロロエチレンの項中「シス－1, 2－ジクロロエチレン」を「1, 2－ジクロロエチレン」に、「同」を「シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体については規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」に改め、同表に次のように加える。

塩化ビニルモノ	0.002mg/ℓ以下	地下水の水質汚濁に係る
---------	-------------	-------------

マー		環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

別表第17の2の表ダイオキシン類の項中「水質」を「水質(地下水を含む。)」に改め、同表全亜鉛の項中「付表9」を「付表10」に、「同表9の1(1)」を「同表10の1(1)」に改める。

別表第18カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、同表1, 1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、シス-1, 2-ジクロロエチレンの項中「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改め、同表に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

第1号様式から第3号様式(付表3)までを次のように改める。

第1号様式(第4条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指 定 事 業 所 設 置 許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

代理人の職・氏名

印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第3条第1項の規定により指定事業所について設置の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	名 称			
	所 在 地			
指定事業所で行う指定作業	指定作業の種類(作業番号)	指定施設の名称	施設の規模及び能力	設置台数
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
指定施設の設置完了 予 定 年 月 日	年 月 日			

(裏)

他の公害関係法規等の手続状況

<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 建築基準法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日提出
添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 2 指定施設の名称欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 3 指定施設の設置完了予定年月日の欄には、事業所が既に設置されている場合は、事業所の設置年月日を記入してください。
- 4 他の公害関係法規等の手続状況欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 5 添付書類欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 6 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第2号様式(第4条、第20条関係)(1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所概要書

業種					
指定作業の種類					
指定作業の工程					
主要な生産品及びその生産量		主要な生産品		生産量	
地(事業所の位置)		<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他の地域			
規模		資本金	事業所の従業員数	敷地面積	建物の床面積
		千円	人	m ²	m ²
敷地・建物の状況	周辺の状況				
	敷地内における建物の配置状況				
	建物の構造				
	敷地の境界線				
	建物工種の種類及び工事予定期間	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 年 月 日から 年 月 日まで			
	生コンクリートプラントを設置する場合にあっては、自動車の出入口の位置				
不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う場合にあっては、その作業の方法					
別表第1の51の項に掲げる施設(廃棄物焼却炉を除く。)において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量		指定施設名	再生する資源又は処理する廃棄物の種類	1月当たりの再生量又は処理量	
別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する廃棄物の種類及び量		指定施設名	焼却する廃棄物の種類	1日当たりの焼却量	
別表第1の68の項に掲げる指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量		指定施設名	炭化水素系物質の種類	保管量の上限	

備考 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

(3面)

	品	目	用	途	1月当たりの使用量
その他のもの (主要なものに限る。)					

- 備考 1 指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 2 事業所における施設番号等の欄には、事業所が管理のために付している番号又は記号を記入してください。
- 3 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。
- 4 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。

(4面)

用 水 量 (m ³ /日)	水源別の状況	総使用量	水源別内訳							
			工業用水	水道水	地表水	地下水	海水	回収水 淡水 海水		その他
排水量 (m ³ /日)	排水の種類別状況	総排水量	産業排水				生活系排水			
			工程排水	間接冷却排水	その他					
排水の排出先		<input type="checkbox"/> 公共下水道 (<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式) <input type="checkbox"/> 公共用水域 () <input type="checkbox"/> 地下浸透 <input type="checkbox"/> その他 ()								
用排水収支バランス										
添付書類		<input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 <input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図 <input type="checkbox"/> 建築図面 (平面図、立面図及び構造詳細図) <input type="checkbox"/> 敷地内における用水及び排水の系統図 <input type="checkbox"/> 事業内容を説明する書類								

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 排水の排出先の欄には、汚水等を別表第1の53の項に掲げる処理施設に排出する場合は、その他の□内にレ印を記入し、その排出先を()内に記入してください。
- 3 用排水収支バランスの欄には、用水の種類別及び工程別の1日当たりの最大の使用量並びに排水系統別の1日当たりの最大の排水量を記入してください。
- 4 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表1)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

排煙の排出方法概要書

排煙を発生する指定施設		名 称				
		事業所における 施設番号等				
排煙処理施設		種 類				
		名 称				
排出ガス量(定格能力) (Nm ³ /h)		湿 り				
		乾 き				
排出ガス中の酸素濃度(%)						
処 理 能 力	排出ガス温度(℃)		処 理 前			
			処 理 後			
	排	硫黄酸化物 (容量比ppm)	処 理 前			
			処 理 後			
	煙	窒素酸化物 (容量比ppm)	処 理 前			
			処 理 後			
	の	ばいじん (g/Nm ³)	処 理 前			
			処 理 後			
	濃		処 理 前			
			処 理 後			
	度		処 理 前			
			処 理 後			
			処 理 前			
			処 理 後			

(裏)

排煙を発生する指定施設の名称					
処 理 能 力	除 去 率 (%)	硫 黄 酸 化 物			
		窒 素 酸 化 物			
		ば い じ ん			
排 出 口 の 実 高 さ (m)					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 排煙を発生する指定施設及び排煙処理施設の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 <input type="checkbox"/> 排出ガス量、排出ガス中の酸素濃度及び排煙の濃度の算出根拠を明らかにする書類及び設計計算書（実測値（同一施設の実証試験の結果に限る。）の場合は計量証明書） <input type="checkbox"/> 除去率の算出根拠を明らかにする書類及び設計計算書 <input type="checkbox"/> 排気ダクト、排出口及び測定口の位置図 <input type="checkbox"/> 排出口の実高さを記した側面図				

- 備考
- 1 排煙を発生する指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。また、事業所における施設番号等の欄には、事業所が管理のために付している番号又は記号を記入してください。
 - 2 「排煙処理施設の種類」及び「名称」の欄には、事業所が管理のために付している種類及び名称を記入してください。
 - 3 排出ガス量（定格能力）の欄には、原則として、施設の能力に対して使用する原料及び燃料の最大の使用量を重油に換算した量で稼働した場合に排出されるガス量の予測値を記入してください。ただし、実測値（同一施設の実証試験の結果に限る。）の場合は、その最大値を記入してください。
 - 4 処理能力の欄には、排煙処理施設を設置していない場合は、排出ガスの温度及び排煙の濃度を処理前の欄に記入してください。
 - 5 排煙の濃度の欄には、乾きガス中の濃度を記入してください。
 - 6 排煙の濃度及び除去率の欄には、当該施設から発生する排煙中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについて記入するほか、炭化水素系特定物質及び排煙指定物質について、それぞれ当該物質の種類ごとに記入してください。
 - 7 硫黄酸化物の処理後の濃度については、排煙脱硫装置を設置している場合のみ記入してください。
 - 8 ばいじん濃度等の酸素濃度補正を行う施設については、補正値を記入してください。
 - 9 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表2)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

硫黄酸化物の排出量明細書

1 指定事業所における硫黄酸化物の量の排出許容限度等

項目	数	値
排出許容限度 Q (Nm ³ /h)		
重油換算使用量	W (kl/h)	
	W_i (kl/h)	

2 指定事業所における排煙を発生する施設別の硫黄酸化物の排出量等

排煙を発生する施設の名称	硫黄酸化物の排出量 q (Nm ³ /h)	原料及び燃料の種類	原料及び燃料の使用量 W (l/h又はkg/h)	原料及び燃料中の硫黄含有率 (%)
計				

添付書類	<input type="checkbox"/> 燃料中の硫黄含有率の根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 原料及び燃料の使用量の根拠を明らかにする書類
------	---

- 備考
- 「 Q 」、「 W 」及び「 W_i 」とは、別表第2に定めるものをいいます。
 - 2は、指定事業所における全ての排煙を発生する施設について記入してください。
 - 「 q 」とは、個々の排煙を発生する施設から排出される硫黄酸化物の量をいい、燃料の燃焼による場合は、次式により算出されるものをいいます。

$$q = w \times d \times \text{燃料中の硫黄含有率}(\%) \times 0.007$$
 - 「 w 」とは、個々の排煙を発生する施設を定格能力で使用する場合の1稼働時間当たりの原料及び燃料の使用量をいいます。
 - 「 d 」とは、燃料の比重をいい、液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とします。
 - 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式 (第4条、第20条関係) (付表3) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

窒素酸化物の排出量明細書 (窒素酸化物に係る特定事業所に限る。)

1 窒素酸化物に係る特定事業所における窒素酸化物の量の排出許容限度等

項 目		数 値
排 出 許 容 限 度 Q (Nm^3/h)		
重油換算使用量 (常用最大)	W (kl/h)	
	W_i (kl/h)	

2 窒素酸化物に係る特定事業所における排煙発生施設の窒素酸化物の排出量等

排 煙 発 生 施 設 の 名 称	常用最大時の窒素酸化物の排出量				原 料 及 び 燃 料 の 種 類	原 料 及 び 燃 料 の 重 油 換 算 使 用 量	
	排 出 濃 度 C (ppm)	排 出 ガ ス 中 度 の 酸 素 濃 度 O_s (%)	乾 き 排 出 ガ ス 量 V (Nm^3/h)	排 出 量 q (Nm^3/h)		定 格 能 力 (l/h)	常 用 最 大 (l/h)
計							

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス量の根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 原料及び燃料の重油換算使用量の根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 重油換算使用量 (常用最大) の積算に係る明細書
---------	--

- 備考 1 「Q」、「W」及び「 W_i 」とは、別表第3の1に定めるものをいいます。
- 2 2は、窒素酸化物に係る特定事業所における全ての排煙発生施設について記入してください。
- 3 「 q 」とは、個々の排煙発生施設から排出される窒素酸化物の量をいい、次式により算出されるものをいいます。

$$q = C \times V \times 10^{-6}$$
- 4 定格能力の欄には、定格で運転する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、施設の能力に対する最大の使用量を記入してください。
- 5 常用最大の欄には、通常使用する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、最大の使用量を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式(附表4)中「(第4条関係)」を「(第4条、第20条関係)」に改め、同様式中備考を次のように改める。

備考 1 「Qi」、「Ci」、「V」、「Oi」、「Vi」、「Q」、「C」、「Cs」及び「Os」とは、別表第3の2に定めるQi、Ci、V、Oi、Vi、Q、C、Cs及びOsをいいます。

2 定格能力運転時の乾き排出ガス量、窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス中の酸素濃度の根拠を明らかにする書類を添付してください。

第3号様式(附表5)中「(第4条関係)」を「(第4条、第20条関係)」に改め、同様式中備考を次のように改める。

備考 1 「Qi」、「Ci」、「V」、「Oi」、「Vi」、「Q」、「C」、「Cs」、「Os」及び「On」とは、別表第3の3に定めるQi、Ci、V、Oi、Vi、Q、C、Cs、Os及びOnをいいます。

2 定格能力運転時の乾き排出ガス量、窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス中の酸素濃度の根拠を明らかにする書類を添付してください。

第3号様式(附表5)の次に次のように加える。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表5の2)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

炭化水素系物質の排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要

炭化水素系物質を排出する施設の種類の	排出防止処理設備
貯蔵施設	<input type="checkbox"/> 浮屋根式 <input type="checkbox"/> 排出防止効果を有する装置
出荷施設	<input type="checkbox"/> 排出濃度が8容量%以下の排出防止装置 <input type="checkbox"/> 除去率が80%以上(温度20℃)の排出防止装置
給油施設	<input type="checkbox"/> 蒸気返還方式接続設備
排出防止処理設備の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> 作業の工程及び位置を明らかにする図面(排気配管を含む。) <input type="checkbox"/> 貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の構造を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 排出防止処理設備の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 2 排出防止処理設備の概要の欄には、複数の施設がある場合は、施設ごとに記入してください。
 3 添付書類の欄には、添付した書類については内にレ印を記入してください。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設の炭化水素系特定物質の排出濃度及び排出防止処理方法

指定施設から排出される炭化水素系特定物質の種類	排出濃度(ppm)	排出防止処理の有無
<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> トルエン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> キシレン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> ホルムアルデヒド		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> フェノール		<input type="checkbox"/> 有(除去率 %) <input type="checkbox"/> 無
排出防止処理方法	処理方式 <input type="checkbox"/> 吸着 <input type="checkbox"/> 洗浄 <input type="checkbox"/> 燃焼 <input type="checkbox"/> その他() 設備の種類、名称及び型式() 設備の処理能力(処理ガス量Nm ³ /h)() 排出口の実高さ、頂口径()	
排出防止処理方法の概要		
添付書類	<input type="checkbox"/> 作業の工程及び位置を明らかにする図面(排気配管を含む。) <input type="checkbox"/> 排出防止処理方法を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 指定施設の排出口の位置図	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 2 排出防止処理方法の概要の欄には、複数の処理方式を用いる場合は、処理方式ごとに記入してください。
 3 添付書類の欄には、添付した書類については内にレ印を記入してください。

第3号様式(付表6)中「(第4条関係)」を「(第4条、第20条関係)」に、

ボイラーの番号及び記号	④ ばいじんの排出量 qn (g/h) (⑤×⑥)	⑤ ばいじんの排出濃度 A (g/Nm³)	⑥ 乾き排出ガス量 B (Nm³/h)
計Σq			

備考 1 「Qn」、「Wn」、「ΣQ」及び「R」とは、別表第5の1に定めるQn、Wn、ΣQ及びRをいいます。

2 「qn」とは、次の式により算出されるものをいいます。

$qn = A \times B$

(1) 「A」とは、ボイラー1基ごとのばいじんの排出濃度をいいます。

(2) 「B」とは、ボイラー1基ごとの乾き排出ガスをいいます。

3 「Σq」とは、指定事業所全体のボイラーのばいじんの総排出量です。」

ボイラーの番号及び記号	④ ばいじんの排出量 qn (g/h) (⑤×⑥)	⑤ ばいじんの排出濃度 A (g/Nm³)	⑥ 乾き排出ガス量 B (Nm³/h)
計Σq			

添付書類	<input type="checkbox"/> 燃料の重油換算使用量(定格能力)の積算に係る明細書 <input type="checkbox"/> 乾き排出ガス量の根拠を明らかにする書類
------	--

備考 1 指定事業所における全てのボイラーについて記入してください。

2 「Qn」、「Wn」、「ΣQ」及び「R」とは、別表第5の1に定めるQn、Wn、ΣQ及びRをいいます。

3 「qn」とは、次の式により算出されるものをい

います。

$qn = A \times B$

(1) 「A」とは、ボイラー1基ごとのばいじんの排出濃度をいいます。

(2) 「B」とは、ボイラー1基ごとの乾き排出ガスをいいます。

4 「Σq」とは、指定事業所全体のボイラーのばいじんの総排出量です。

5 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。」

改める。

第3号様式(付表7)から第3号様式(付表14)までを次のように改める。

を

に

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表7)(1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

ばいじんの排出量明細書(廃棄物焼却炉に限る。)及び廃棄物焼却炉の設備概要書

1 ばいじんの排出量の明細

(1) 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出量の許容限度等

廃棄物焼却炉の 番号及び記号	① ばいじんの排出 量の許容限度 Qi (g/h) [②×③]	② 係 数 Ci	③ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 (O ₂ 12%換算) V (Nm ³ /h) [$\frac{21-④}{9} \times ⑤$]	④ 定格能力運転時の 乾き排出ガス中の 酸素濃度 Oi (%)	⑤ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 Vi (Nm ³ /h)

(2) 廃棄物焼却炉別のばいじんの排出量等

廃棄物焼却炉の 番号及び記号	⑥ ばいじんの排 出量 Q (g/h) [⑦×⑧×($\frac{③}{⑧}$)]	⑦ ばいじんの排 出濃度 C (g/Nm ³) [$\frac{9}{21-⑩} \times ⑨$]	⑧ 乾き排出ガス 量 (O ₂ 12%換算) Vc (Nm ³ /h) [$\frac{21-⑩}{9} \times ⑪$]	⑨ 乾き排出ガス 中のばいじん の排出濃度 Cs (g/Nm ³)	⑩ 乾き排出ガス 中の酸素濃度 Os (%)	⑪ 乾き排出ガス 量 Vi (Nm ³ /h)

備考 1 「Qi」、「Ci」、「V」、「Oi」、「Vi」、「Q」、「C」、「Vc」、「Cs」、「Os」及び「Vs」とは、別表第5の2(1)アに定めるQi、Ci、V、Oi、Vi、Q、C、Vs、Cs、Os及びVsをいいます。

2 定格能力運転時の乾き排出ガス中の酸素濃度、定格能力運転時の乾き排出ガス量及びばいじんの排出濃度の根拠を明らかにする書類を添付してください。

(2面)

2 廃棄物焼却炉の設備の概要

(1) 廃棄物焼却炉の設備

施設の規模	設 備
全ての焼却炉	<input type="checkbox"/> 一次燃焼室 <input type="checkbox"/> 助燃バーナーを備えた二次燃焼室 <input type="checkbox"/> 通風を調整できる設備 <input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備 () <input type="checkbox"/> 炉内温度計 <input type="checkbox"/> 焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できる構造 <input type="checkbox"/> 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置 (ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
1時間当たりの焼却能力が200kg以上 (200kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<input type="checkbox"/> 炉内温度計及びその記録装置 <input type="checkbox"/> 集じん装置入口温度計及びその記録装置 <input type="checkbox"/> 酸素濃度計及びその記録装置 <input type="checkbox"/> 一酸化炭素濃度計及びその記録装置

(2) 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備

区 分	施設の規模	設 備
平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	1時間当たりの焼却能力が100kg以上1,000kg未満 (100kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<input type="checkbox"/> サイクロン <input type="checkbox"/> 洗浄集じん装置 <input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()
	1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上	<input type="checkbox"/> サイクロン <input type="checkbox"/> バグフィルター <input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()

(3面)

平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が100kg以上625kg未満 (100kg未満であって、火格子面積が2㎡以上のものを含む。)	<input type="checkbox"/> サイクロン <input type="checkbox"/> 洗浄集じん装置 <input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()
	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	<input type="checkbox"/> サイクロン <input type="checkbox"/> バグフィルター <input type="checkbox"/> 上記の設備と同等以上の機能を有する集じん装置 ()

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉の構造図面 <input type="checkbox"/> 焼却能力を明らかにする設計計算書 <input type="checkbox"/> 付帯設備の能力を明らかにする書面 <input type="checkbox"/> 排ガス処理施設の処理能力計算書
---------	--

備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

2 添付書類の欄には、添付した書類については内にレ印を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表9)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

悪臭の処理方法概要書

悪臭を発生させる作業の概要	悪臭を発生する指定施設の名称	
	原材料等の種類、成分及び特徴	
	作業を実施する位置	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
	作業の内容	
悪臭防止対策	建物の構造	
	脱臭設備	処理方式 <input type="checkbox"/> 吸着 <input type="checkbox"/> 洗浄 <input type="checkbox"/> 燃焼 <input type="checkbox"/> その他 () 設備の種類、名称及び型式 () 設備の処理能力(処理ガス量Nm ³ /h) () 排出口の実高さ及び頂口径 ()
	原材料等の保管容器、保管方法及び保管場所	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業所の構造を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 悪臭を発生させる作業の工程及び位置を明らかにする図面(排気配管を含む。) <input type="checkbox"/> 作業を実施する位置の選定理由書(屋外作業の場合に限る。) <input type="checkbox"/> 脱臭設備の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 <input type="checkbox"/> 脱臭設備の排出口の位置図 <input type="checkbox"/> 原材料、製品等を保管する容器の構造図及び保管場所の位置図	

- 備考
- 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 悪臭を発生する指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
 - 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表10)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

排水の処理方法概要書

排水処理施設	名称及び種類				
	設置場所				
	工場着手予定年月日				
	工事完成予定年月日				
	使用開始予定年月日				
	型式				
	構造				
	主要寸法				
	能力 (m ³ / 日)				
	処理方法				
使用状況	月使用日数等	時間/回 回/日 日/月	時間/回 回/日 日/月	時間/回 回/日 日/月	
	季節変動の有無				
使用する消耗資材	名称				
	用途別				
	1日当たりの使用量				
添付書類	<input type="checkbox"/> 敷地内における用水及び排水の系統図 <input type="checkbox"/> 排水処理施設の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書				

備考 1 排水処理施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設について記入してください。

2 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

(裏)

項目			n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)				大腸菌群数 (個/cm ³)		(mg/l)		(mg/l)	
			鉱油類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大
			通常	最大	通常	最大						
排水処理施設	①	処理前										
		処理後										
	②	処理前										
		処理後										
	③	処理前										
		処理後										
排水口別	A	(名称)										
	B	(名称)										
	C	(名称)										
	D	(名称)										
	E	(名称)										
	F	(名称)										
添付書類	<input type="checkbox"/> 排水量及び汚染状態の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 濃度の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 事業所内における排水口の位置図											

- 備考 1 排水処理施設の欄には、排水を処理する施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設であって、付表10に記入する施設を記入してください。
- 2 排水口別の欄には、上段は事業所が管理のために付している排水口の名称、記号等を、下段は当該排水口に処理後の排水を排出する排水処理施設の番号(①、②又は③)を記入してください。
- 3 合計の欄には、排水口別の排水量の合計を記入してください。
- 4 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記載してください。
 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機^{りん}化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、^び素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄及びその化合物、溶解性マンガン及びその化合物、ニッケル及びその化合物
- 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。
- 6 事業所内における排水口の位置図には、排水処理施設の番号(①、②及び③)と排水口別の記号(A~F)を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表12)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書

製造等をする地下浸透禁止物質の種類	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエチレン
	<input type="checkbox"/> シアン化合物	<input type="checkbox"/> 1, 1, 1-トリクロロエタン
	<input type="checkbox"/> 有機 ^{りん} 化合物	<input type="checkbox"/> 1, 1, 2-トリクロロエタン
	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	<input type="checkbox"/> 1, 3-ジクロロプロペン
	<input type="checkbox"/> クロム及びその化合物	<input type="checkbox"/> チウラム
	<input type="checkbox"/> 砒 ^ひ 素及びその化合物	<input type="checkbox"/> シマジン
	<input type="checkbox"/> 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ
	<input type="checkbox"/> ポリ塩化ビフェニル	<input type="checkbox"/> ベンゼン
	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物
	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物
	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物
	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	<input type="checkbox"/> 1, 2-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> 塩化ビニルモノマー
	<input type="checkbox"/> 1, 1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 1, 4-ジオキサン
地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要		
地下浸透禁止物質の製造等の作業に係る施設の構造	<input type="checkbox"/> 耐性材質で被覆された不透水性材質の床面 <input type="checkbox"/> 防液堤、側溝等流出を防止するための構造	
有機塩素系溶剤の製造等の作業に係る施設の構造	<input type="checkbox"/> 合成樹脂による床面の被覆等 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼の受け皿等の設置	
施設の構造の概要		

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 2 地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要の欄には、製造等をする地下浸透禁止物質ごとに、作業の内容を記入してください。
 - 3 施設の構造の概要の欄には、構造の概要が分かる図面、写真、設計図等を添付してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表13)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

① 発生源である施設等					
Ⓐ 発生源での騒音レベル		m dB	m dB	m dB	m dB
騒音対策による減衰値	Ⓑ 音源対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	音源対策の内容				
	Ⓒ 距離減衰	m dB	m dB	m dB	m dB
	Ⓓ 建屋による減衰	dB	dB	dB	dB
	Ⓔ 防音対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	防音対策の内容				
	Ⓕ 減衰値合計 Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ	dB	dB	dB	dB
②規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号					
Ⓖ 敷地境界線上の騒音レベル予測値 Ⓐ-Ⓕ		dB	dB	dB	dB
施設の使用時間		時 分 ~ 分	時 分 ~ 分	時 分 ~ 分	時 分 ~ 分
当該事業所に適用される規制基準		【午前8時から午後6時まで】 dB	【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6時まで】 dB	
添付書類	<input type="checkbox"/> 発生源での騒音レベルの根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面 <input type="checkbox"/> 音源対策、建屋又は防音対策による減衰の根拠を明らかにする書類				

- 備考
- 1 発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数だけ記入してください。
 - 2 音源対策の内容の欄には、防音カバー、消音器の設置等の騒音を減衰させる方法を具体的に記入してください。
 - 3 距離減衰の欄には、発生源の騒音レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。
 - 4 防音対策の内容の欄には、防音壁、吸音板の設置等の騒音の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。
 - 5 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の騒音が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。
 - 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表14)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

振動の処理方法概要書

(単位 デシベル)

① 発生源である施設等					
Ⓐ 発生源での振動レベル		m dB	m dB	m dB	m dB
振動対策による減衰値	Ⓑ 振動源対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	振動源対策の内容				
	Ⓒ 距離減衰	m dB	m dB	m dB	m dB
	Ⓓ 基礎対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	基礎対策の内容				
Ⓔ 減衰値合計 Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ		dB	dB	dB	dB
②規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号					
Ⓕ 敷地境界線上の振動レベル予測値 Ⓐ-Ⓔ		dB	dB	dB	dB
施設の使用時間		時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
当該事業所に適用される規制基準		【午前8時から午後7時まで】 dB		【午後7時から午前8時まで】 dB	
添付書類	<input type="checkbox"/> 発生源での振動レベルの根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面 <input type="checkbox"/> 振動源対策又は基礎対策による減衰の根拠を明らかにする書類				

- 備考
- 1 発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数だけ記入してください。
 - 2 振動源対策の内容の欄には、緩衝材、ばねの設置等の振動を減衰させる方法を具体的に記入してください。
 - 3 距離減衰の欄には、発生源の振動レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。
 - 4 基礎対策の内容の欄には、基礎の改良、重量化等の振動の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。
 - 5 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の振動が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。
 - 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

第5号様式から第9号様式までを次のように改める。

第5号様式(第10条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定施設設置工事完了届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

代理人の職・氏名

印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第 号	許 可 年 月 日	年 月 日
	名 称		
	所 在 地		
指定施設の設置工事完了年月日	<input type="checkbox"/> 一部	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 全部	年 月 日	
事業開始(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 一部	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 予定)	
	<input type="checkbox"/> 全部	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 予定)	
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号	(内線)	

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入して下さい。
 - 2 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付してください。
 - 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 4 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第6号様式(第11条関係)(1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所に係る変更許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称) ㊟
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定により指定事業所に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第	号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名 称				
所 在 地				
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 指定事業所の位置 <input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物等 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 指定作業の種類 <input type="checkbox"/> 指定施設 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 規模及び能力 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 使用時間 <input type="checkbox"/> 原材料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量 <input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量 <input type="checkbox"/> 排水の系統 <input type="checkbox"/> 排水の排出先 (公共下水道への変更を除く。) <input type="checkbox"/> 予測値 <input type="checkbox"/> 排煙 <input type="checkbox"/> 排水指定物質 <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 浮遊物質量 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 再生する資源又は処理する廃棄物 (別表第1の51の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の保管 (別表第1の68の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 自動車の出入口の位置 (生コンクリートプラントを設置する指定事業所に限る。) <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用の廃止又は休止			

(3面)

他の公害関係法規等の手続状況

<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 建築基準法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日提出
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 <input type="checkbox"/> その他 ()
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 指定施設の設置状況の欄には、申請に係る全ての指定施設について記入してください。
- 3 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 4 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 6 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第7号様式(第11条、第16条関係)(1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所に係る変更概要書

業 種	変更前		変更後	
指 定 作 業 の 種 類	変更前		変更後	
指 定 作 業 の 工 程	変更前		変更後	
主要な生産品及びその生産量	変更前		変更後	
	主要な生産品	生産量	主要な生産品	生産量
地 域 (事業所の位置)	変更前		変更後	
	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他の地域		<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他の地域	
規 模	資本金	事業所の従業員数	敷地面積	建物の床面積
	千円	人	m ²	m ²

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 規模の欄には、現在の状況を記入してください。

(2面)

変更事項		変更前		変更後	
敷地・建築物の状況	敷地内における建築物の配置状況				
	建築物の構造				
	敷地の境界線				
	生コンクリートプラントを設置する場合には、自動車の出入口の位置				
不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う場合にあっては、その作業の方法					
別表第1の51の項に掲げる施設(廃棄物焼却炉を除く。)において再生する資源又は処理する廃棄物の種類及び量	種類		1月当たりの再生量又は処理量		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する廃棄物の種類及び量	種類		1日当たりの焼却量		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
別表第1の68の項に掲げる指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量	種類		保管量		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
工事予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで				

(3面)

変更事項		変更前	変更後	
指 定 施 設	名 称			
	事業所における施設番号等			
	種 類 及 び 型 式			
	台 数			
	規 模 又 は 能 力			
	用 途			
	構 造 ・ 配 置 状 況			
	燃 料 又 は 電 力	種 類		
		燃料中の成分割合 (%)	硫 黄 分	
			窒 素 分	
		総 発 熱 量		
		通常時の使用量		
	原 材 料 (排煙の発生に影響のあるものに限る。)	種 類		
		原材料中の成分割合 (%)		
1 日 の 使 用 量				
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間			
	季 節 変 動 の 有 無			

- 備考 1 (3面)は、指定施設ごとに記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 2 指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 3 事業所における施設番号等の欄には、事業所が管理のために付している番号又は記号を記入してください。
- 4 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。
- 5 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。

(4面)

原材料等の品目、用途及び使用量(上段:変更前 下段:変更後)

品目	用途	1月当たりの使用量	含有物質	含有率(%)

排水の種類別状況(上段:変更前 下段:変更後)

総排水量 (m ³ /日)	産業排水(m ³ /日)			生活系排水 (m ³ /日)
	工程排水	間接冷却排水	その他	

排水の排出先

変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 公共下水道(<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式) <input type="checkbox"/> 公共用水域() <input type="checkbox"/> 地下浸透 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 公共下水道(<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式) <input type="checkbox"/> 公共用水域() <input type="checkbox"/> 地下浸透 <input type="checkbox"/> その他()

用排水収支バランス

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 排水の排出先の欄には、汚水等を別表第1の53の項に掲げる処理施設に排出する場合は、その他の□にレ印を記入し、その排出先を()内に記入してください。
- 3 用排水収支バランスの欄には、用水の種類別及び工程別の1日当たりの最大の使用量並びに排水系統別の1日当たりの最大の排水量を記入してください。

(5面)

その他の変更

変更事項	変更前	変更後

添付書類	<input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 <input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図 <input type="checkbox"/> 建築図面（平面図、立面図及び構造詳細図） <input type="checkbox"/> 敷地内における用水及び排水の系統図 <input type="checkbox"/> 事業内容を説明する書類
------	---

備考 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第8号様式(第11条、第16条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

公害防止方法変更概要書

変更に係る公害 発生源の指定施設			変更区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 構造変更 <input type="checkbox"/> その他()	
発生する公害の種類	公害の程度の予測値又は実測値				
	発生源		排出口、敷地の境界線等		
	変更前	変更後	変更前	変更後	算出根拠
発生する公害の種類	公害防止対策及び予測値の算出根拠				
	変更前		変更後		
変更に係る公害 発生源の指定施設			変更区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 構造変更 <input type="checkbox"/> その他()	
発生する公害の種類	公害の程度の予測値又は実測値				
	発生源		排出口、敷地の境界線等		
	変更前	変更後	変更前	変更後	算出根拠
発生する公害の種類	公害防止対策及び予測値の算出根拠				
	変更前		変更後		

(裏)

変更に係る指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法	<input type="checkbox"/> 排煙の排出方法概要書 <input type="checkbox"/> 硫酸化物の排出量明細書 <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（窒素酸化物に係る特定事業所に限る。） <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。） <input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。） <input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書 <input type="checkbox"/> ばいじんの排出量明細書（ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に限る。） <input type="checkbox"/> ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。）及び廃棄物焼却炉の設備概要書 <input type="checkbox"/> 粉じんの処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 悪臭の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 排水の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 排水の汚染状態及び量等の明細書 <input type="checkbox"/> 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 <input type="checkbox"/> 騒音の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 振動の処理方法概要書 <input type="checkbox"/> 上記書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等
------------------------------------	---

- 備考 1 (表) は、変更に係る公害発生源の指定施設ごとに記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 2 変更区分の欄には、新規である場合は、変更後の欄にのみ記入してください。また、配置、使用時間等構造の変更を伴わない変更は、その他の□にレ印を記入し、具体的な変更の内容を（ ）内に記入してください。
- 3 発生する公害の種類欄には、条例第25条第1項、第28条第1項及び第32条第1項に規定する規制基準が適用される公害の種類を記入してください。大気汚染及び水質汚濁に係るものにあつては別表第2から別表第6まで、別表第9及び別表第10に掲げる物質名を、粉じん、悪臭、騒音及び振動に係るものにあつてはその旨を記入してください。
- 4 公害の程度の予測値又は実測値の欄には、発生源又は排出口、敷地の境界線等での最大値を記入してください。なお、予測値とは設計計算上理論的に証明された数値のことをいい、実測値とは同一施設の実証試験の結果又は類似施設の測定結果をいいます。
- 5 変更に係る指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法の欄は、第3号様式の付表1から付表14までの書類を用いることとし、添付したものの□内にレ印を記入してください。

第9号様式 (第12条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

指 定 事 業 所 に 係 る 変 更 完 了 届 出 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称) ㊟
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第8条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	変 更 許 可 番 号	第 号	変 更 許 可 年 月 日	年 月 日	
	名	称			
	所	在 地			
変 更 完 了 年 月 日		年 月 日			

変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 指定事業所の位置 <input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物等 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 指定作業の種類 <input type="checkbox"/> 指定施設 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 規模及び能力 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 使用時間 <input type="checkbox"/> 原材料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量 <input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量 <input type="checkbox"/> 排水の系統 <input type="checkbox"/> 排水の排出先 (公共下水道への変更を除く。) <input type="checkbox"/> 予測値 <input type="checkbox"/> 排煙 <input type="checkbox"/> 排水指定物質 <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 浮遊物質量 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 再生する資源又は処理する廃棄物 (別表第1の51の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の保管 (別表第1の68の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 自動車の出入口の位置 (生コンクリートプラントを設置する指定事業所に限る。) <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用の廃止又は休止
------------------	--

(裏)

完了した変更内容

連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)
-------	---------------------------------

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第10号様式中

「 郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

㊟

を

「 郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

㊟

に、

代理人の職・氏名

㊟

連	部	課	係
絡	担当者氏名		
先	電 話 番 号		(内線)

を

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

連	担当部課等名
絡	担当者氏名
先	電 話 番 号 (内線)

備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

に

改める。

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第11号様式及び第12号様式 削除

第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第13号様式 (第16条関係) (1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所に係る変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞
代理人の職・氏名 ㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第	号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
	名 称			
	所 在 地			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 指定事業所 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物等 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 指定作業の工程 <input type="checkbox"/> 指定施設 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 規模及び能力 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 使用時間 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 用水の系統 <input type="checkbox"/> 排水の系統 <input type="checkbox"/> 排水の排出先 (公共下水道への変更に限る。) <input type="checkbox"/> 予測値 <input type="checkbox"/> 排煙 <input type="checkbox"/> 排水指定物質 <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 浮遊物質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 再生する資源又は処理する廃棄物 (別表第1の51の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量 <input type="checkbox"/> 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法 <input type="checkbox"/> 公害を防止するための装置 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用の廃止又は休止			

(2面)

変更の概要	
-------	--

変更理由	
------	--

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

指 定 施 設 の 設 置 状 況

指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の名称	設 置 台 数	
		変更前	変更後
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			

廃 止 又 は 除 却 し た 指 定 施 設 の 状 況

指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の名称
()	
()	
()	

(3面)

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 指定施設の設置状況の欄には、届出に係る全ての指定施設について記入してください。
- 3 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 4 添付書類の欄には、添付した書類については内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合にはその添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第14号様式 (第18条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所に係る地位承継届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第11条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第		号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
					<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
					<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
					<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名 称	承 継 前				
	承 継 後				
所 在 地					
承 継 の 内 容		<input type="checkbox"/> 譲り受け <input type="checkbox"/> 借り受け <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部)			
承 継 の 理 由					
承 継 年 月 日		年 月 日			
承継前の事業者	氏 名 又 は 名 称				
	住 所				
排 水 の 排 出 先		<input type="checkbox"/> 公共下水道 (<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式) <input type="checkbox"/> 公共用水域 () <input type="checkbox"/> 地下浸透 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(裏)

承継した指定施設の設置状況 (指定事業所の一部を承継した場合に限る。)

指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の名称	施設の規模及び能力	設置台数
()			
()			
()			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所の設置の許可を受けた者の地位を承継したことを証する書面 <input type="checkbox"/> 指定事業所における排水の系統 (分割により当該指定事業所の一部を承継した法人に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()		
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)		

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 5 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第15号様式中

「郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

を

」

「郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

に、

代理人の職・氏名

㊟

」

「神奈川県生活環境保全等に関する条例」を「神奈川県生活環境の
保全等に関する条例」に、

「

廃止等の理由	
--------	--

を

」

「

廃止等の理由	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

に

」

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出に
ついての権限を有することを証する書類を提出してくだ
さい。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略する
ことができますので、係員にお尋ねください。

第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2 (第19条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所休止等届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第12条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許可番号第	号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名	称			
所	在 地			
休 止 年 月 日	年 月 日			
再 開 年 月 日	年 月 日			
届 出 の 事 由	<input type="checkbox"/> 休止 (<input type="checkbox"/> 事業の休止 <input type="checkbox"/> 作業の休止) <input type="checkbox"/> 再開			
休 止 の 理 由				
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)			

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

第16号様式 (第20条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定事業所現況届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

代理人の職・氏名

印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第15条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	名 称			
	所 在 地			
指定事業所で行う指定作業	指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の名称	施設の規模及び能力	設置台数
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
事業開始年月日	年 月 日			

(裏)

他の公害関係法規等の手続状況	
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 建築基準法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日提出
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 2 指定施設の名称欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 3 他の公害関係法規等の手続状況欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 4 添付書類欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式 (第25条関係) (1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境管理事業所認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第18条第2項の規定により環境管理事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許可番号第	号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名 称				
所 在 地				
環境管理・監査の体制				
環境に関する方針				
審査を行った審査登録機関の名称				
登録の状況	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 申請中			
登録番号				
登録の有効期限(予定を含む。)	年 月 日 (年 月 日 審査登録書の写し提出予定)			
登録の範囲				

(2面)

条例第27条の規定による 排煙の測定結果(3年分)	
条例第31条の規定による 排水の測定結果(3年分)	
条例第40条の2の規定に よる安全性影響度の評価 結果(3年分)	
安全性影響度の低減につ いて講じた措置の概要	
事 故 発 生 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 無
発生した事故の概要	
土 壌 汚 染 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日確認) <input type="checkbox"/> 無 土壌汚染状況調査: <input type="checkbox"/> 実施済 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 未実施 特定有害物質使用事業所: <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 ダイオキシン類管理対象事業所: <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
土壌汚染の拡大を防止す るために必要な措置の概 要	
環 境 汚 染 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 無
環境汚染の拡大を防止す るために必要な措置の概 要	

(3面)

添付書類	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 登録申請書の写し（登録の状況の欄が「申請中」である場合に限る。） <input type="checkbox"/> 排煙測定結果書 <input type="checkbox"/> 排水測定結果書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度評価書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度低減に関する概要書 <input type="checkbox"/> 土壌汚染又は環境汚染の拡大を防止するために必要な措置の概要書 <input type="checkbox"/> 誓約書（第17号様式の2） <input type="checkbox"/> その他（ ）
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 登録の有効期限（予定を含む。）の欄には、登録の状況の欄が「申請中」である場合は、予定年月日を記入するとともに、審査登録書の写しの提出予定年月日を記入してください。
- 3 条例第27条の規定による排煙の測定結果及び条例第31条の規定による排水の測定結果の欄には、当該規定の適用がある場合に記入してください。
- 4 「土壌汚染の有無」及び「環境汚染の有無」の欄には、既に確認している内容を記入してください。なお、申請に当たって、新たな調査を求めるものではありません。
- 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を（ ）内に記入してください。
- 6 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式の次に次の2様式を加える。

第17号様式の2（第25条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第19条各号に該当しない者であることを誓約します。

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称) ㊟
 及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ㊟

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 代理人が提出する場合には、当該代理人が当該提出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式の3 (第27条の3関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境配慮推進事業所登録申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) ㊟
代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第19条の2第2項の規定により環境配慮推進事業所として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

環境管理事業所の名称等	名 称					
	所 在 地					
	認 定 番 号					
	認 定 の 有 効 期 間					
指定作業及び指定施設の概要	指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の名称	施設の規模及び能力	設置台数	設置年月日	
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
自己評価結果	<input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件 % <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件 % <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件 % <input type="checkbox"/> 近隣住民等との生活環境の保全に係る協定の締結 年 月 日締結 <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会の開催 毎年 回開催 (直近の説明会 年 月 日開催)					

(裏)

添付書類	<input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図 <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表(付表1) <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表(付表2) <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表(付表3) <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 条例第18条第2項の規定による環境管理事業所の認定申請と同時に行う場合は、環境管理事業所の名称等の欄の記入を省略することができます。
- 3 自己評価結果の欄には、環境への負荷の低減に関する要件、化学物質の適正な管理に関する要件及び環境に係る組織体制の整備に関する要件に該当する場合は、それぞれ付表1、2及び3の合計欄に記載した実施割合を記入してください。
- 4 指定作業の種類欄には、条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。
- 5 指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 7 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式の3 (第27条の3関係)(付表1)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表

項 目		該当の有無	自 己 評 価	評価の根拠となる書面、資料等
有害な物質の使用の回避	原材料の選択	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	有機塩素系溶剤の代替物質への転換	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
有害な物質の発生の防止	良質な燃料の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	窒素酸化物の発生抑制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	燃焼機器の適正使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	燃焼の適正管理の徹底	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	二次生成汚染物質の発生抑制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
光化学オキシダントの発生の防止	揮発性有機化合物の排出抑制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	揮発性有機化合物の削減目標の達成状況の公表	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	揮発性有機化合物を含む塗料等の使用量削減	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	低揮発性有機化合物含有量の塗料等への転換	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
騒音及び振動の低減	機械類の防音又は防振対策	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	建物の防音対策	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	建物の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
公害防止管理の徹底	自主的かつ積極的な排煙及び排水の測定の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	施設及び設備の定常状態等の把握	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	排煙及び排水の測定の周知徹底	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	技術的な検証の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	精度管理の体制の整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
水の再利用等	水の使用量の削減	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
エネルギーの有効活用	エネルギーの消費の見直し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	新エネルギー等の活用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	

(裏)

項目		該当の有無	自己評価	評価の根拠となる書面、資料等
公共用水域の富栄養化の防止	窒素及び ^{りん} の削減及び除去	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
公共用水域の汚濁負荷の防止	定期的な排水の測定及び記録の保管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
地下水の保全	地下水の採取量の削減	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	地下水のかん養	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
自動車の使用に伴う環境負荷の低減	低公害車の導入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	燃費目標の設定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	エコドライブに関する教育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
	関係者へのエコドライブ実施要請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
合計	該当項目の点数 (A=該当項目数×1) 点	実施項目の点数 (B=実施項目数×1) 点	実施割合 (B/A) %	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 評価の期間は、登録を申請する年度前の3年間とします。
- 3 項目の内容を実施している場合は、当該項目の評価の根拠となる書面、資料等の欄に評価の根拠となる書面、資料等の名称を記入し、その写しを添付してください。
- 4 実施割合は、1%未満の端数を四捨五入します。

第17号様式の3 (第27条の3関係)(付表2)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表

項目1	化学物質の管理体制の整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	管理組織の整備	連絡体制の明確化		責任者の選任	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目2	化学物質管理規程類の整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	規程類の整備	定期的な点検		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目3	化学物質管理の徹底	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	研修の実施	従業員等への周知徹底		情報の提供	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目4	化学物質の有害性等の評価	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	有害性等の把握	安全性影響度の評価		新規導入化学物質等の評価	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目5	工程管理	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	化学物質の量及び使用等の方法の把握	代替技術の情報収集		工程管理対策	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目6	排出処理	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	作業工程等の維持管理	技術の情報収集		排出処理対策	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					

(裏)

項目7	自己監視及び自主測定	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	排出の量の把握	環境汚染の未然防止		環境汚染の実態把握	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目8	未然防止対策	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	施設及び設備等の整備	事故防止体制の整備		訓練の実施	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目9	災害及び事故への対応	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	関係機関等への通報	周辺地域等への周知		県民への情報の提供	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目10	化学物質を含む廃棄物の適正処理	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	廃棄物の発生抑制	廃棄物の適正保管		廃棄物の適正処理	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
合計	該当項目数 (A)	該当項目の点数 (B = A × 3)	実施項目の点数(C)	実施割合 (C / A)	
		点	点	%	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 評価の期間は、登録を申請する年度前の3年間とします。
- 3 点数の欄には、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点を記入してください。
- 4 項目の内容を実施している場合は、当該項目の評価の根拠となる書面、資料等の欄に評価の根拠となる書面、資料等の名称を記入し、その写しを添付してください。
- 5 実施割合は、1%未満の端数を四捨五入します。

第17号様式の3 (第27条の3関係) (付表3) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表

項目1	環境の保全のための基本方針	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	基本方針の作成	定期的な点検		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目2	環境の保全のための行動目標	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	行動目標の設定	定期的な点検		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目3	環境の保全のための行動計画	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	行動計画の作成	定期的な点検		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目4	環境の保全のための体制の整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	体制の明確化	組織図の作成		定期的な見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目5	環境会計の実施	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	算定基準の作成	内部評価の実施		結果の公表	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目6	環境に関する法令の遵守状況の確認	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	内部の確認体制の整備	定期的な点検		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					

(裏)

項目7	施設等の点検管理の規準の整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	点検管理の規準の整備	点検管理の実施		点検結果の見直し	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目8	環境の保全のための従業員の教育	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	従業員教育の実施	研修の実施		社会貢献活動の奨励	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目9	環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	環境に係る情報の把握	体制の明確化		情報の提供	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
項目10	事故時及び非常時における対応の仕組みの整備	該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	点数	点
段階	第1段階	第2段階		第3段階	
実施内容	日常点検の徹底	対応手順の作成		訓練の実施	
自己評価	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
評価の根拠となる書面、資料等					
合計	該当項目数(A)	該当項目の点数(B=A×3)	実施項目の点数(C)	実施割合(C/A)	
		点	点	%	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 評価の期間は、登録を申請する年度前の3年間とします。
- 3 点数の欄には、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点を記入してください。
- 4 項目の内容を実施している場合は、当該項目の評価の根拠となる書面、資料等の欄に評価の根拠となる書面、資料等の名称を記入し、その写しを添付してください。
- 5 実施割合は、1%未満の端数を四捨五入します。

第18号様式及び第18号様式の2を次のように改める。

--	--

第18号様式 (第29条関係) (1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境管理事業所(環境配慮推進事業所)に係る変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名 (法人にあつては、名称) ㊟
 及び代表者の氏名
 代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第21条第1項(第2項)の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第	号	根	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年月日)
			抛	<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年月日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
			等	<input type="checkbox"/> 条例附則第5項(年月日)
	名	称		
所	在 地			
環 境 管 理 事 業 所 の 認 定 年 月 日	年 月 日			
環 境 配 慮 推 進 事 業 所 の 登 録 年 月 日	年 月 日			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 環境管理事業所			
	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制			
	<input type="checkbox"/> 環境に関する方針			
	<input type="checkbox"/> 審査を行った審査登録機関の名称			
	<input type="checkbox"/> 登録番号			
	<input type="checkbox"/> 登録の有効期限(予定を含む。)			
	<input type="checkbox"/> 登録の範囲			
	<input type="checkbox"/> 条例第27条の規定による排煙の測定結果(3年分)			
	<input type="checkbox"/> 条例第31条の規定による排水の測定結果(3年分)			
	<input type="checkbox"/> 条例第40条の2の規定による安全性影響度の評価結果(3年分)			
	<input type="checkbox"/> 安全性影響度の低減について講じた措置の概要			
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染の拡大を防止するために必要な措置の概要			
	<input type="checkbox"/> 環境汚染の拡大を防止するために必要な措置の概要			
	<input type="checkbox"/> 環境配慮推進事業所			
	<input type="checkbox"/> 条例第38条の指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項			
<input type="checkbox"/> 条例第40条の指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項				
<input type="checkbox"/> 条例第48条の指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項				
<input type="checkbox"/> 指定作業及び指定施設の概要				
<input type="checkbox"/> 自己評価結果				

(2面)

変更内容	変更前	変更後
変更理由		
変更年 月 日	年 月 日	

(3面)

添付書類	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 排煙測定結果書 <input type="checkbox"/> 排水測定結果書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度評価書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度低減に関する概要書 <input type="checkbox"/> 土壌汚染又は環境汚染の拡大を防止するために必要な措置の概要書 <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 変更内容の欄には、環境管理事業所において行う指定作業及び指定施設の概要を変更した場合は、次の事項を記入してください。
- (1) 指定作業の種類（作業番号）（条例別表第1の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表第1の作業の番号を記入してください。）
 - (2) 指定施設の名称（別表第1の施設の欄の施設名）
 - (3) 施設の規模及び能力
 - (4) 設置台数
 - (5) 設置年月日
- 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 4 不用の文字は、抹消してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第18号様式の2 (第40条、第40条の2関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

化学物質管理目標作成(達成状況)報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条第1項の規定により 年度の化学物質管理目標(第2項の規定により 年度の化学物質管理目標の達成状況)を次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称			
	所 在 地			
	種 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所	<input type="checkbox"/> 指定外事業所	
主 たる 業 種		(業種コード)		
事業所の常用雇用者数	(年 月 日現在) 人	全事業所の常用雇用者数	(年 月 日現在) 人	
化学物質管理目標報告年度	<input type="checkbox"/> 目標設定初年度 <input type="checkbox"/> 実施 年目 (年計画)			

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の届出状況

届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 方 法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク(フロッピーディスク等) <input type="checkbox"/> 電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)

(裏)

化学物質管理目標の概要	管理目標を作成する対象項目	<input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質ごと <input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質を取り扱う作業ごと <input type="checkbox"/> 事業所全体 <input type="checkbox"/> その他 ()
	指標項目	<input type="checkbox"/> 1 取扱量 <input type="checkbox"/> ①使用量 <input type="checkbox"/> ②製造量 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 排出量 <input type="checkbox"/> ①大気 <input type="checkbox"/> ②水質 <input type="checkbox"/> ③土壌 <input type="checkbox"/> ④埋立 <input type="checkbox"/> 3 移動量 <input type="checkbox"/> ①下水道 <input type="checkbox"/> ②廃棄物等 <input type="checkbox"/> 4 公害を防止するための装置 <input type="checkbox"/> ①設置 <input type="checkbox"/> ②構造の変更 <input type="checkbox"/> ③使用方法の変更 <input type="checkbox"/> ④その他 <input type="checkbox"/> 5 その他 ()
	指標項目と主たる取組内容	<input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質の減量化 (指標項目番号:) <input type="checkbox"/> より低毒性の化学物質への代替 (指標項目番号:) <input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質使用工程の改善 (指標項目番号:)
添付書類		<input type="checkbox"/> 付表枚数(番号 ~ 枚) <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)	

- 備考
- のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 「事業所の常用雇用者数」及び「全事業所の常用雇用者数」の欄には、報告年の4月1日（年の途中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日）現在の人数を記入してください。
 - 主たる業種の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づいて届け出た業種と同一の業種を記入してください。
 - 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、付表以外の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を（ ）内に記入してください。
 - 不用の文字は、抹消してください。
 - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第18号様式の2 (第40条、第40条の2関係) (付表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

届出第一種指定化学物質報告書

(番号)

事業所名称:

届出第一種指定化学物質名称		名称:		政令番号:	
用途					
取扱量 (kg/年)	使用量			製造量	
化学物質管理目標の概要	達成予定期間	年 (年 ~ 年)			
	達成目標	指標項目番号 () (%, kg)			
	取組内容 (着眼点 (有害性、効率性) 等を含め具体的に記載してください。)				
化学物質管理目標の達成状況	設定年度		当該年度の設定目標		(%, kg)
	目標の達成状況	指標項目番号 () (%, kg)			
	当該年度取組内容 (指標項目ごとに具体的に記載してください。)				

- 備考
- 1 今回初めて報告する第一種指定化学物質については、第一種指定化学物質の名称、用途、取扱量及び化学物質管理目標の概要を記載してください。
 - 2 前年度に報告して今回報告対象とならなかった第一種指定化学物質については、第一種指定化学物質の名称、取扱量及び化学物質管理目標の達成状況のみ記載してください。
 - 3 「達成目標」及び「取組内容」の欄には、達成予定期間が複数年にわたる場合は、報告する年度の達成目標又は取組内容を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
 - 4 「目標の達成状況」及び「当該年度取組内容」の欄には、達成予定期間が複数年にわたる場合は、報告する年度の前年度の達成状況及び取組内容を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

第18号様式の2の次に次の1様式を加える。

--

第18号様式の3 (第40条の4関係) (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

指定事業所に係る化学物質管理状況報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の3第1項の規定により次のとおり報告します。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許 可 番 号 第	号 第	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名	称			
所	在 地			
報 告 に 係 る 期 間	年度から		年度まで	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 化学物質の管理状況 (付表1) <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する事項 (付表2) <input type="checkbox"/> 環境に係る組織図及び連絡体制 <input type="checkbox"/> その他 ()			
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)			

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 2 添付書類の欄には、添付した書類については内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。
 - 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第18号様式の3 (第40条の4関係)(付表1)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

化学物質の管理状況

	名称	排出を開始した年	排出施設の名称
排煙指定物質	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 塩素		
	<input type="checkbox"/> 塩化水素		
	<input type="checkbox"/> 氟素、 <small>ふっ</small> 氟化水素及び <small>ふっ</small> 氟化珪素		
	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> アンモニア		
	<input type="checkbox"/> シアン化合物		
	<input type="checkbox"/> 窒素酸化物		
	<input type="checkbox"/> 二酸化硫黄		
	<input type="checkbox"/> 硫化水素		
排水指定物質	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> シアン化合物		
	<input type="checkbox"/> 有機 ^{りん} リン化合物		
	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> クロム及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 砒 ^ひ 素及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	<input type="checkbox"/> ポリ塩化ビフェニル		
	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン		
	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		
	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		
	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		
	<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン		
	<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン		
	<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン		
	<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン		
	<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン		
	<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン		
	<input type="checkbox"/> チウラム		
	<input type="checkbox"/> シマジン		
	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		
	<input type="checkbox"/> ベンゼン		
	<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	<input type="checkbox"/> フェノール類		
	<input type="checkbox"/> 銅及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 亜鉛及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)		

(裏)

名称		排出を開始した年	排出施設の名称
排水指定物質	<input type="checkbox"/> マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)		
	<input type="checkbox"/> ニッケル及びその化合物		
	<input type="checkbox"/> 塩化ビニルモノマー		
	<input type="checkbox"/> 1,4-ジオキサン		
名称		使用期間	現況における使用の有無
特定有害物質	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> シアン化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有機 ^{りん} 化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 砒 ^び 素及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ポリ塩化ビフェニル	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> チウラム	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> シマジン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ベンゼン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
炭化水素系特定物質	<input type="checkbox"/> ベンゼン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> トルエン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> キシレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> ホルムアルデヒド	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> フェノール	年～年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 有機^{りん}化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限ります。
- 3 排出施設の名称の欄には、排出する施設が複数ある場合は、全ての施設の名称を記入してください。
- 4 使用期間の欄には、記録上判明している期間を記入してください。

第18号様式の3 (第40条の4関係)(付表2)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境に係る組織体制の整備に関する事項

項目1	環境の保全のための基本方針		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	基本方針の作成		点検結果の見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目2	環境の保全のための行動目標		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	行動目標の設定		点検結果の見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目3	環境の保全のための行動計画		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	行動計画の作成		点検結果の見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目4	環境の保全のための体制の整備		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	体制の明確化		定期的な見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目5	環境会計の実施		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	算定基準の作成		結果の公表	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目6	環境に関する法令の遵守状況の確認		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	内部の確認体制の整備		点検結果の見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目7	施設等の点検管理の規準の整備		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	点検管理の規準の整備		点検結果の見直し	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目8	環境の保全のための従業員の教育		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	従業員教育の実施		社会貢献活動の奨励	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目9	環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	環境に係る情報の把握		情報の提供	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項目10	事故時及び非常時における対応の仕組みの整備		該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
実施内容	日常点検の徹底		訓練の実施	
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

備考 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

第19号様式から第21号様式までを次のように改める。

第19号様式から第21号様式まで 削除

第21号様式の2(表)中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①を
及び代表者の氏名」

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①に
及び代表者の氏名」

代理人の職・氏名 ①

改め、同様式(裏)中

添付書類	1	大型小売店、駐車施設及び駐輪施設の案内図
	2	大型小売店の敷地内における店舗の配置図
	3	店舗面積の求積図
	4	大型小売店利用者のために設置された駐車施設、駐輪施設及び荷さばきを行う場所の配置図
	5	公害の防止の方法に関する計画の欄の□内にレ印を記入した内容に関する説明資料
	<input type="checkbox"/>	その他()

連絡先	部 課 係
	担当者氏名
	電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 添付書類について、その他の書類を添付した場合は、□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 3 氏名を本人が直筆で記入したときは、押印を省略することができます。

添付書類	<input type="checkbox"/>	大型小売店、駐車施設及び駐輪施設の案内図
	<input type="checkbox"/>	大型小売店の敷地内における店舗の配置図
	<input type="checkbox"/>	店舗面積の求積図
	<input type="checkbox"/>	大型小売店利用者のために設置された駐車施設、駐輪施設及び荷さばきを行う場所の配置図
	<input type="checkbox"/>	公害の防止の方法に関する計画の欄の□内にレ印を記入した内容に関する説明資料
	<input type="checkbox"/>	その他()

連絡先	担当部課等名
	担当者氏名
	電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 3 氏名を本人が直筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改める。

第21号様式の3(表)中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①を
及び代表者の氏名」

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①に
及び代表者の氏名」

代理人の職・氏名 ①

改め、同様式(裏)中

部 課 係
担当者氏名
電話番号 (内線)

担当部課等名
担当者氏名
電話番号 (内線)

改め、同様式(裏)の備考2中「直筆」を「自筆」に改め、同様式(裏)の備考に次のように加える。

- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第21号様式の4から第21号様式の6までの規定中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①を
及び代表者の氏名」

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称) ①に、
及び代表者の氏名」

代理人の職・氏名 ①

連絡先	部 課 係
	担当者氏名
	電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 氏名を本人が直筆で記入したときは、押印を省略することができます。

連絡先	担当部課等名
	担当者氏名
	電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。に
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。」

改める。

第22号様式から第26号様式の5までを次のように改める。

第22号様式 (第50条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

特定有害物質使用事業所 (ダイオキシン類管理対象事業所) 廃止報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
代理人の職・氏名 (印)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第59条第3項 (第63条の2第2項において準用する第59条第3項) の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
廃 止 予 定 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		
△条例第59条第1項 (第63条の2第1項) の規定による記録		
調 査 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
△ 調 査 事 項		
△ 調 査 方 法		
△ 調 査 結 果	概 要	
	詳 細	
連 絡 先	担当部課等名 担 当 者 氏 名 電 話 番 号 (内線)	

- 備考 1 移転による廃止等の場合は、移転後の所在地及び連絡先を廃止の理由の欄に記入してください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 不用の文字は、抹消してください。
- 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 5 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第23号様式 (第51条関係) (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

土 地 区 画 形 質 変 更 等 届 出 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第1項(第63条の3において準用する第60条第1項)の規定により次のとおり届け出ます。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	
土地の区画形質の変更計画の名称	
土地の区画形質の変更の実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
△土地の区画形質の変更場所、変更計画及び変更に係る工事計画の詳細	
土地区画形質の変更理由	<input type="checkbox"/> 汚染の除去等の措置 <input type="checkbox"/> その他()
土地区画形質変更後の特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の利用計画	
△条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録	<input type="checkbox"/> 条例第59条第3項(第63条の2第2項において準用する第59条第3項)の規定により 年 月 日提出済み
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 条例第59条第3項(第63条の2第2項において準用する第59条第3項)の規定による廃止報告が既になされている場合には、条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録の欄の記載は不要です。
- 4 不用の文字は、抹消してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第24号様式 (第52条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

土 壤 調 査 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
代理人の職・氏名 (印)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第2項(第63条の3において準用する第60条第2項)の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称		
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域		
調 査 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
△ 調 査 事 項		
△ 調 査 方 法		
△ 調 査 結 果	概 要	
	詳 細	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)	

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第25号様式 (第54条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

公 害 防 止 計 画 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊞

代理人の職・氏名

㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第4項(第63条の3において準用する第60条第4項)の規定により次のとおり提出します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	
土地区画形質の変更計画の名称	
土地区画形質の変更の実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公害防止計画の実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
△ 公 害 防 止 計 画 の 内 容	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が提出する場合には、当該代理人が当該提出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式 (第55条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

公害防止計画完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟
代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第5項(第63条の3において準用する第60条第5項)の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	
土地の区画形質の変更の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
公害防止計画の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
△公害防止計画の実施結果	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式の2 (第55条の2 関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第6項(第63条の3において準用する第60条第6項)の規定により次のとおり届け出ます。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称	
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域	
土地の形質の変更の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
△土地の形質の変更場所及び変更内容	
土地の形質の変更を行った理由	
土 壌 の 搬 出 の 有 無 及 び 搬 出 先	<input type="checkbox"/> 有(搬出先:) <input type="checkbox"/> 無
△条例第59条第1項(第63条の2第1項)の規定による記録	<input type="checkbox"/> 条例第59条第3項(第63条の2第2項で準用する第59条第3項)の規定により 年 月 日提出済み
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 不用の文字は、抹消してください。
- 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 5 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式の3 (第55条の3関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

周 知 計 画 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称) ①
及び代表者の氏名
代理人の職・氏名 ①

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条の2第2項(第63条の3において準用する第60条の2第2項)の規定により次のとおり提出します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称		
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域		
周知計画の内容	周知計画の実施予定年月日	
	周知の方法	
	△周知の対象	
	△周知の内容	
	その他の	
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)	

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が提出する場合には、当該代理人が当該提出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式の4 (第55条の3関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

周 知 計 画 完 了 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条の2第3項(第63条の3において準用する第60条の2第3項)の規定により次のとおり報告します。

特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)に設置されている又は設置されていた特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)の名称		
特定有害物質使用地(ダイオキシン類管理対象地)の位置及び区域		
周 知 結 果	周 知 計 画 の 実 施 年 月 日	
	周 知 の 方 法	
	周 知 の 対 象	
	周 知 の 内 容	
	△周知対象者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)	

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 「周知の方法」、「周知の対象」及び「周知の内容」の欄の記載については、周知計画届出書に記載した内容と変更がない場合は、その旨を記載してください。
- 3 不用の文字は、抹消してください。
- 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 5 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式の5 (第55条の4関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

地下水への影響調査結果報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名 (法人にあつては、名称) ㊟
 及び代表者の氏名
 代理人の職・氏名 ㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第62条の2 (第63条の3において準用する第62条の2)の規定により次のとおり報告します。

調査の対象となる土地の位置及び区域	
調 査 年 月 日	年 月 日
△ 調 査 事 項 及 び 調 査 結 果	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 不用の文字は、抹消してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第26号様式の6から第26号様式の8までを削る。
第27号様式から第30号様式までを次のように改める。

第27号様式から第30号様式まで 削除

第34号様式(表)中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① を
及び代表者の氏名

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① に、
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ①

部	課	係
担当者氏名		
電話番号		(内線)

担当部課等名
担当者氏名
電話番号 (内線)

改め、同様式(表)に備考として次のように加える。

備考 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第34号様式(裏)中

原動機の出力(kW) を 原動機の定格出力(kW) に、

1	地下水の採取を行う場所の案内図							
2	揚水施設の配置状況図							
3	揚水施設の構造図							
4	地下水の利用系統図							
5	井戸の地質柱状図、揚水試験表等							
6	井戸の水位測定基準面図							

(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
<input type="checkbox"/>	地下水の採取を行う場所の案内図							
<input type="checkbox"/>	揚水施設の配置状況図							
<input type="checkbox"/>	揚水施設の構造図							
<input type="checkbox"/>	地下水の利用系統図							
<input type="checkbox"/>	井戸の地質柱状図、揚水試験表等							
<input type="checkbox"/>	井戸の水位測定基準面図							

改め、同様式(裏)に備考として次のように加える。

備考 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第35号様式中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① を
及び代表者の氏名

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① に、
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ①

連	部	課	係
絡	担当者氏名		
先	電話番号		(内線)

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

連	担当部課等名
絡	担当者氏名
先	電話番号 (内線)

備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改める。

第36号様式(表)中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① を
及び代表者の氏名

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) ① に、
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名 ①

連	部	課	係
絡	担当者氏名		
先	電話番号		(内線)

備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

連	担当部課等名
絡	担当者氏名
先	電話番号 (内線)

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
2 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を

提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改め、同様式(裏)中

「原動機の出力(kW)」を「原動機の定格出力(kW)」に、

工業用水	水道水	地表水	地下水	海水	回収水 淡水	回収水 海水	その他

工業用水	水道水	地表水	地下水	海水	回収水 淡水	回収水 海水	その他
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

「変更に係る添付書類」を「添付書類」に改め、同様式(裏)

中備考2を次のように改める。

- 2 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第37号様式中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」を

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」に、
代理人の職・氏名

「部 課 係
担当者氏名
電話番号 (内線)」を

「担当部課等名
担当者氏名
電話番号 (内線)」に

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第38号様式中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」を

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」に、
代理人の職・氏名

「連絡先 部 課 係
担当者氏名
電話番号 (内線)」を

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

「連絡先 担当部課等名
担当者氏名
電話番号 (内線)」を

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改める。

第39号様式及び第40号様式中

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」を

「郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)」に、
代理人の職・氏名

「連絡先 部 課 係
担当者氏名
電話番号 (内線)」を

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

「連絡先 担当部課等名
担当者氏名
電話番号 (内線)」を

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改める。

第41号様式(表)中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

を

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

に、

代理人の職・氏名

を

連絡先	部	課	係
	担当者氏名		
	電話番号 (内線)		

を

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

連絡先	担当部課等名	担当者氏名	電話番号 (内線)
-----	--------	-------	-----------

に

備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

改め、同様式(裏)中

原動機の出力(kW)を 原動機の定格出力(kW)に、

工業用水	水道水	地表水	地下水	海水	回収水		その他
					淡水	海水	

を

工業用水	水道水	地表水	地下水	海水	回収水		その他
					淡水	海水	
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

に

改め、同様式(裏)に備考として次のように加える。

備考 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入してください。

第42号様式中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

を

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

に、

代理人の職・氏名

を

連絡先	部	課	係
	担当者氏名		
	電話番号 (内線)		

を

廃止年月日	年 月 日
-------	-------

連絡先	担当部課等名	担当者氏名	電話番号 (内線)
-----	--------	-------	-----------

に

改め、同様式の備考に次のように加える。

3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第43号様式(表)中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

を

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

に、

代理人の職・氏名

を

連絡先	部	課	係
	担当者氏名		
	電話番号 (内線)		

を

揚水施設の数	
--------	--

連絡先	担当部課等名	担当者氏名	電話番号 (内線)
-----	--------	-------	-----------

に

改め、同様式(表)の備考に次のように加える。

3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第43号様式(裏)中

運転時間(h/日)							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

を

運転時間(h/日)							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

に、

地下水	静止水位	測定日時							
		地表面下 (m)							
	揚水水位	測定日時							
		地表面下 (m)							
	自由地下水位	測定日時							
		地表面下 (m)							

を

地下水	静止水位	測定日時							
		地表面下 (m)							
	揚水水位	測定日時							
		地表面下 (m)							
	自由地下水位	静止水位	測定日時						
			地表面下 (m)						
揚水水位		測定日時							
		地表面下 (m)							

に

地下水	静止水位	測定日時						
		地表面下 (m)						
	自由地下水位	測定日時						
		地表面下 (m)						

を

地下水	静止水位	測定日時						
		地表面下 (m)						
	揚水水位	測定日時						
		地表面下 (m)						
	自由地下水位	静止水位	測定日時					
			地表面下 (m)					
揚水水位		測定日時						
		地表面下 (m)						

に、

部	課	係
担当者氏名		
電話番号		(内線)

を

担当部課等名
担当者氏名
電話番号
(内線)

に

改め、同様式(裏)中備考を次のように改める。

- 備考 1 裏面は、1井ごとに別紙で作成してください。
 2 「平均日揚水量」の計の欄には、次式により算出される値を記入してください。

$$\text{平均日揚水量} = \text{月間揚水量の計} \div \text{月間稼働日数の計}$$

第44号様式中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 (印) を

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 (印) に

代理人の職・氏名 (印)

揚水水位	測定日時						
	地表面下 (m)						

改め、同様式の備考に次のように加える。

- 5 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第45号様式(表)中

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 (印) を

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名 (印) に、

代理人の職・氏名 (印)

第46号様式 (第88条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

周辺環境配慮計画書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

印

代理人の職・氏名

印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第99条第2項の規定により次のとおり提出します。

事業 所 の 名 称 等	名 称	
	所 在 地	
	業 種	
	位 置	
	周 辺 の 状 況	
事業の内容	<input type="checkbox"/> 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する作業を定常的に行う事業 <input type="checkbox"/> 別表第1の61の項に掲げるボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業を定常的に行う事業 <input type="checkbox"/> 施設において先端技術を用いて化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業を定常的に行う事業	
事業の実施(予定)期間	平成 年 月から 平成 年 月まで (<input type="checkbox"/> 予定) <input type="checkbox"/> 未定	
工事着手(予定)年月日	平成 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 予定)	
環境情報を提供する近隣住民等の範囲		

第47号様式 (第89条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

周辺環境配慮報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) 印
代理人の職・氏名 印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第100条の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
環境情報の提供年月日		年 月 日
提供した環境情報の内容		
環境情報を提供した 近隣住民等の範囲		
提供の方法		<input type="checkbox"/> 伝達形式 (<input type="checkbox"/> 環境報告書 <input type="checkbox"/> ホームページ等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 対話形式 (<input type="checkbox"/> 意見交換会 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 報告形式 (<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ())
添付書類		<input type="checkbox"/> 提供した環境情報に関する資料 <input type="checkbox"/> 周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の調査結果 (周辺環境配慮計画書に添付したものと異なる場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先		担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。
 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 4 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第47号様式の次に次の1様式を加える。

--	--

第47号様式の2 (第89条の2関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

周辺環境配慮事業に係る変更(廃止)届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第101条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名、名称又は住所 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 周辺の状況 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 実施する期間 <input type="checkbox"/> 条例第38条の指針に基づき自ら周辺の地域の環境に配慮した事項 <input type="checkbox"/> 条例第40条の指針に基づき自ら周辺の地域の環境に配慮した事項	
変更内容	変更前	変更後

(裏)

変 更 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 変更の概要を説明する資料を添付してください。
 - 3 不用の文字は、抹消してください。
 - 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 5 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第48号様式の次に次の1様式を加える。



第48号様式の2 (第92条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

事故時等応急措置等報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条第2項の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
事 故 原 因		
放 出 又 は 発 生 物 質		
経 過	事 故 発 生 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分
	通 報 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分
	通 報 機 関	
措 置 内 容		
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第49号様式(表) 中

「郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

を

」

「郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

に、

代理人の職・氏名

㊟

」

「第113条第3項」を「第113条の2第2項」に改め、同様式(裏)

中

部	課	係
担当者氏名		
電 話 番 号		(内線)

を

担当部課等名		
担当者氏名		
電 話 番 号		(内線)

に

」

改め、同様式(裏)の備考に次のように加える。

- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第50号様式から第52号様式までを次のように改める。

第50号様式 (第93条の3関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境汚染原因調査報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条の5第2項の規定により次の土地について環境汚染原因調査を実施しましたので、報告します。

土地の概要	名 称			
	所 在 地			
	用 途		面 積	m ²
△ 調 査 方 法				
△ 調 査 結 果	概 要			
	詳 細			
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)		

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第51号様式 (第93条の4関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環 境 汚 染 対 策 計 画 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
代理人の職・氏名 (印)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条の6第1項の規定により次の環境汚染原因地について環境汚染対策計画を作成しましたので、報告します。

環境汚染原因地の名称等	名 称	
	所 在 地	
環境汚染対策計画の実施予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
△ 環境汚染対策計画の内容		
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第52号様式 (第93条の4関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

環境汚染対策完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊟

代理人の職・氏名

㊟

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第113条の6第2項の規定により次の環境汚染原因地について環境汚染対策を完了しましたので、報告します。

環境汚染原因地の名称等	名 称	
	所 在 地	
環境汚染対策の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで
△環境汚染対策の実施結果		
連 絡	先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 3 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第57条～第62条）」を「第2節及び第3節 削除」に改める部分に限る。）、第32条第2項の改正規定、同項に1号を加える改正規定、第32条第3項の改正規定、第6章第2節及び第3節の改正規定、第66条の改正規定、第67条第1項の改正規定、第68条第1項第2号の改正規定、別表第1の改正規定中17の項から19の項までに係る部分、23の項に係る部分、30の項から34の項までに係る部分、38の項に係る部分、40の項に係る部分、51の項に係る部分（同項施設の欄中「容器洗浄施設」を「洗浄施設（特定排水施設に限る。）」に改め、「金属回収溶解層」の次に「（特定排水施設に限る。）」を加える部分に限る。）、55の項に係る部分及び備考に係る部分、別表第9の改正規定中1、1-ジクロロエチレンの項に係る部分及び備考11に係る部分、別表第10の改正規定、別表第17の改正規定中1(2)の表カドミウムの項に係る部分及び1(3)の表カドミウムの項に係る部分、別表第18の改正規定並びに第27号様式から第30号様式までを改める改正規定は、平成24年4月1日から施行する。